

平成 24 年第 1 回定例会

# 朝 日 村 議 会 会 議 録

平成 24 年 3 月 5 日 開会

平成 24 年 3 月 21 日 閉会

朝 日 村 議 会

## 平成24年第1回朝日村議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

### 第 1 号 (3月5日)

○議事日程	3
○出席議員	4
○欠席議員	5
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	5
○事務局職員出席者	5
○開会及び開議	6
○議事日程の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○諸般の報告	7
○請願・陳情の報告	7
○議案第1号から議案第34号までの上程	7
○議案提案説明	8
○議案内容説明	18
○散 会	19
○署名議員	21

### 第 2 号 (3月14日)

○議事日程	23
○出席議員	23
○欠席議員	23
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	23
○事務局職員出席者	23
○開 議	24

○議事日程の報告	2 4
○会議録署名議員の指名	2 4
○諸般の報告	2 4
○一般質問	2 5
塩原 操 君	2 5
林 邦 宏 君	2 9
三村 清 君	3 6
斉藤 勝 則 君	4 5
高橋 廣 美 君	6 0
塩原 正 由 君	6 5
中村 賢 郎 君	7 5
武田 栄 市 君	8 4
塩原 龍 三 君	9 0
○議案第 2 2 号から議案第 2 7 号までの質疑、討論、採決	9 3
○散 会	9 6
○署名議員	9 7

### 第 3 号 (3月21日)

○議事日程	9 9
○出席議員	9 9
○欠席議員	1 0 0
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 0 0
○事務局職員出席者	1 0 0
○開 議	1 0 1
○議事日程の報告	1 0 1
○会議録署名議員の指名	1 0 1
○諸般の報告	1 0 1
○常任委員長の報告	1 0 2
○常任委員長報告の質疑、討論、採決	1 0 2
○議案第 1 号から議案第 2 1 号及び議案第 2 8 号から議案第 3 4 号までの質疑、討	

論、採決	104
○追加議案 議案第35号及び議案第36号並びに発議第1号から発議第3号の一 括上程	117
○議案提案説明	117
○議案内容説明	118
○議案第35号及び議案第36号並びに発議第1号から発議第3号までの質疑、討 論、採決	119
○閉会中の継続審査及び調査の申し出について	121
○村長あいさつ	122
○閉 会	122
○署名議員	123

平成24年朝日村告示第4号

平成24年第1回朝日村議会定例会を次のとおり招集する。

平成24年2月27日

朝日村長 中 村 武 雄

1 期 日 平成24年3月5日

2 場 所 AYTマルチメディアセンター

○応招・不応招議員

応招議員（10名）

1番	中村賢郎君	2番	武田栄市君
3番	塩原龍三君	5番	塩原操君
6番	林邦宏君	7番	三村清君
8番	斉藤勝則君	9番	高橋廣美君
10番	塩原正由君	11番	上條俊策君

不応招議員（なし）

平成24年第1回朝日村議会定例会 第1日

議事日程(第1号)

平成24年3月5日(月) 午前9時開会

開 会

議事日程の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 (1) 会期の決定

(2) 審議日程表

第 3 諸般の報告

第 4 請願・陳情の報告

(付議事件)

第 5 議案第 1号 専決処分の承認を求めることについて(平成23年度朝日村一般会計補正予算(第7号))

第 6 議案第 2号 中信地域町村交通災害共済事務組合理約の変更について

第 7 議案第 3号 記号式投票に関する条例を廃止する条例について

第 8 議案第 4号 朝日村暴力団排除条例の制定について

第 9 議案第 5号 朝日村営バス条例を廃止する条例について

第10 議案第 6号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

第11 議案第 7号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

第12 議案第 8号 朝日村税条例の一部を改正する条例について

第13 議案第 9号 公民館設置条例の一部を改正する条例について

第14 議案第10号 村立朝日村図書館設置条例の一部を改正する条例について

第15 議案第11号 縄文むら施設設置条例の一部を改正する条例について

第16 議案第12号 朝日村と塩尻市のごみの処理の事務委託について

第17 議案第13号 朝日村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

- 第18 議案第14号 朝日村介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第19 議案第15号 朝日村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 第20 議案第16号 村道路線の認定について
- 第21 議案第17号 朝日村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 第22 議案第18号 朝日村村営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第23 議案第19号 緑の体験館、屋外調理施設、緑のコロシアム及び野俣沢林間キャンプ場の指定管理者の指定について
- 第24 議案第20号 朝日村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 第25 議案第21号 朝日村消防団の設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 第26 議案第22号 平成23年度朝日村一般会計補正予算（第8号）について
- 第27 議案第23号 平成23年度朝日村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 第28 議案第24号 平成23年度朝日村介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 第29 議案第25号 平成23年度朝日村簡易水道特別会計補正予算（第4号）について
- 第30 議案第26号 平成23年度朝日村下水道特別会計補正予算（第1号）について
- 第31 議案第27号 平成23年度あさひプライムスキー場事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第32 議案第28号 平成24年度朝日村一般会計予算について
- 第33 議案第29号 平成24年度朝日村国民健康保険特別会計予算について
- 第34 議案第30号 平成24年度朝日村介護保険特別会計予算について
- 第35 議案第31号 平成24年度朝日村後期高齢者医療特別会計予算について
- 第36 議案第32号 平成24年度朝日村簡易水道特別会計予算について
- 第37 議案第33号 平成24年度朝日村下水道特別会計予算について
- 第38 議案第34号 平成24年度あさひプライムスキー場事業特別会計予算について
- 第39 議案提案説明
- 第40 議案内容説明

---

#### 出席議員（10名）

1番 中村賢郎君

2番 武田栄市君

3番	塩原龍三君	5番	塩原操君
6番	林邦宏君	7番	三村清君
8番	斉藤勝則君	9番	高橋廣美君
10番	塩原正由君	11番	上條俊策君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	中村武雄君	教育長	下田幸子君
総務課長兼 会計管理者	柳沢正喜君	住民福祉課長	上條幸代君
産業振興課長	塩原忠男君	会計課長	筒井貞子君
教育次長	高山義教君	総務課副主幹	上條晴彦君
総務課係長	清沢光寿君		

---

事務局職員出席者

議会事務局長 中村美代子君

開会 午前 9時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（上條俊策君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は定足数に達しております。

ただいまから平成24年第1回朝日村議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（上條俊策君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（上條俊策君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により

10番 塩原正由君

1番 中村賢郎君

を指名します。

---

◎会期の決定

○議長（上條俊策君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月21日までの17日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月21日までの17日間と決定いたしました。

次に、審議日程は別紙のとおり行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（上條俊策君） 異議なしと認めます。

よって、審議日程は別紙のとおり決定しました。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（上條俊策君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会の説明員は、村長、教育長、各課長、課長補佐、副主幹、係長であります。

例月出納検査結果報告が、別紙のとおり報告されております。

また、報道関係者から取材の申し出がありましたので、これを許可しました。

これで諸般の報告を終わります。

---

#### ◎請願・陳情の報告

○議長（上條俊策君） 日程第4、本日までに受理した請願・陳情はお手元に配付しました請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので報告します。

---

#### ◎議案第1号から議案第34号までの上程

○議長（上條俊策君） この際、日程第5、議案第1号から日程第38、議案第34号までの議案を一括上程します。

提出されました議案はお手元に配付のとおりであります。

---

## ◎議案提案説明

○議長（上條俊策君） 日程第39、ただいま提出されました議案について提案理由の説明を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 本日ここに、平成24年朝日村議会3月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはおそろいでご出席をいただき、厚くお礼を申し上げます。

初めに、国政は去る1月に野田改造内閣が発足をいたしました。政府は天文学的數字の借金を抱えている中で、新年度は、東日本大震災の復興元年として、国を挙げた取り組みを行うとしておりまして、野田首相は、社会保障と税の一体改革に不退転の決意で臨むと表明をされました。

しかしながら、グローバル化の中の我が国経済は、歴史的な円高、東日本大震災に伴う電力不足、タイで発生しました日本企業進出工場団地の大洪水被害等々によりまして、日本企業を代表する輸出産業、とりわけ我が国の経済を支えております企業が、軒並み多額な赤字経営を計上しております。しかも、国内にありましては、デフレ状態から脱却できない経済社会が続いております。

このように、いまだに先の見えない状況ではありますが、新年度は、東日本大震災地域の復旧・復興に向け内需拡大が図られ、経済の活性化に期待をするものでございます。

一方、県は阿部知事が、新年度は、自然エネルギー元年と位置づけた方針を打ち出しまして、1村1自然エネルギー事業の推進を図るとしております。

それでは、新年度の村政運営に当たりまして、懸案事項も含めまして若干申し上げます。

まず、村政執行の基本的考え方は、私の選挙公約でございます「新しい感覚で朝日村をつくろう」を基本理念としまして、「個性あふれる 生き生きとした 力強い村づくり」を目指すものでございます。

また、具体的施策の立案に当たりましては、平成21年度に策定をしました第5次総合計画と調和し、着実に事務、事業の実施を図るものでございます。

そこで、役場庁舎の研究検討委員会についてでございます。昨年10月に、各地区から選出をされました委員によりまして、研究、検討がされておりまして、新年度中には一定の方向が出されるものと期待をいたしております。

次に、かたくりの里及び社会福祉法人朝日村社会福祉協議会についてでございます。昨年

11月に、有識者によります今後のあり方検討委員会が発足をし、研究、検討を進めておりまして、本年度秋頃までには提言書が提出されるものと期待をいたしております。

次に、保育所のあり方検討委員会についてでございます。時を同じくして昨年11月に発足をし、研究、検討がされておりました、本年夏ごろには意見が集約をされ、提言をいただけるものと期待をいたしているところでございます。

次に、朝日村生活改善要綱の見直しについてでございます。去る1月に、各地区選出の委員によります委員会が発足をし、研究、検討がされておりますので、新年度中には意見の集約がされ、提言をいただけるものと期待をいたしております。

次に、昨年3月11日に発生しました東日本大震災を教訓としました危機管理対応についてでございます。

平成13年度に策定されました朝日村地域防災計画は、時代の変遷とともに、計画、マニュアルを修正してきておりますが、昨年の大震災は防災計画以上の大災害でありまして、県が現在見直し作業を進めておりますので、県の防災計画見直しを受けて、当村の防災計画を見直ししてまいる所存でございます。

新年度につきましては、村独自で各区ごとの防災会活動の支援としまして、区ごとに新しく備蓄倉庫を設置し、備蓄品の整備を順次進めてまいる所存でございます。備蓄倉庫につきましては、中央公民館への設置を含め6カ所を予定しているところでございます。

そのほか、平成20年度から計画的に進めております、消防団の積載車及びポンプ車につきましては、新年度、第5分団の消防積載車を更新することとしておりまして、このことにより全分団の消防積載車、ポンプ車が更新されるものでございます。

また、東日本地域への支援につきましては、全国町村会が被災地への職員派遣を要請しておりまして、当朝日村では、これに協力するため、職員の了解をいただき、新年度、宮城県の山元町に1名の派遣協力をすることになりました。町村では、27町村から29名の派遣協力態勢となってお聞きをいたしております。

なお、福島第一原発の大事故に伴います、全国各地の原子力発電所が停止状態となっております、これによる電力不足を補うための一環としまして、周波数変換設備の建設につきまして、去る2月に新聞報道がされております。当村といたしましては、新信濃変電所の拡充、拡大が図られることに、積極的な協力をしてまいる所存でございます。

次に、定住促進への取り組みについてでございます。

本年1月、国の機関が発表しました我が国の将来推計人口は、50年後には現在1億2,000

万人の3分の2にあたる8,600万人の人口見込みが発表をされました。

このことは、人口の高齢化が進行し、50年後には65歳以上の高齢者が全人口の40%を占めるとされております。このような背景の中で、我が国の状況は1極集中社会へと進んでおりまして、各自治体はそれぞれ競って知恵を出し、特色のある行政運営を目指しているところでございます。

当村では、人口確保対策に昨年度から定住促進事業に取り組みまして、空き家活用対策を進めているところでございます。本年度は、現在までに6世帯18人の転入がされておりました。徐々にではありますが、一定の成果があらわれてきております。空き家をお持ちの村民の皆様には、ご理解をいただき、ご協力をお願いするものでございます。

また、新年度は都市部の人材を村に受け入れる取り組みとしまして、田舎の魅力体験ツアー、地域おこし協力隊の受け入れをしてまいる所存でございます。

特に、若者に魅力のある村づくり、人口確保対策の一環としまして、新年度は3歳から5歳児の入学前3年保育につきまして、保育料を無料とした保育行政を進めてまいる所存でございます。

なお、中信地区の町村会で運営をしております任意加入の中信地域町村交通災害共済事業につきましては、新年度から中学生以下の皆さんには無料で全員加入として取り組むものでございます。

次に、公共交通についてでございます。平成20年に村内の民間定期バス運行が撤退したことを受けまして、朝日村地域公共交通協議会を設置し、国の制度を活用しまして、広丘線の定期バスと村内デマンドタクシー「くるりん号」を、平成21年7月から3カ年にわたり実証運行をしてまいりました。

おかげさまで、村民の皆様のご理解によりまして、年々利用者が増加しておりまして、広丘線の定期バスは初年度の90%増の利用、村内のくるりん号は54%増の利用状況でございまして、しかも、利用者のアンケート調査では、満足度の高い結果となっております。公共交通としての有効性が確認されたところでございます。

そこで、新年度の4月からは本格運行への移行となりますが、従来どおり定期バス広丘線はアルピコ交通株式会社に、デマンドタクシー「くるりん号」は塩尻地区タクシー協議会に運営を委託してまいる所存でございます。

また、国の制度改正によりまして、新年度は事業者と国との直接手続きとなりますことに、本格運行では、国の補助が大幅に減額される見込みでございます。

なお、来る4月2日には、朝6時半から御馬越公会所前におきまして、本格運行出発式及び現在、発注しております新車両のお披露目を行う予定としております。

次に、各家庭から排出をされますごみの処理についてでございます。このことにつきましては、機会あるごとに議会を初め村民の皆様にご説明を申し上げ、また、本年1月から2月にかけて、各地区ごとに説明会を開催してご理解をいただいておりますが、新年度の4月1日から、新しく2市2村によります松塩地区広域施設組合を発足し、松本市島内平瀬地区の処理場におきまして、一般廃棄物のごみ焼却を行うものでございます。

これによりまして、従来の塩尻・朝日衛生施設組合は解散となりますが、新年度以降の当村単独分となりますごみ収集運搬処理業務につきましては、塩尻市へ事務委託をし、業務を進めてまいるのでございます。また、最終処分の焼却灰につきましては、当村と塩尻市分につきましては、従来からの小野沢地区の最終処分場での埋め立てとなるわけでございます。

これらに伴います各家庭からのごみステーションへの持ち込みにつきましては、従来どおりの分別収集に大きな変化はございませんので、村民の皆様のご理解と分別収集へのご協力を引き続きお願いするものでございます。今月中に全家庭に配布をいたします平成24年度の生涯学習カレンダーの後尾に、ごみの分け方、出し方の説明を添付して、毎月のカレンダーには、ごみ収集日を記載してございますので、ご活用をいただきたいと存じます。

なお、塩尻・朝日衛生施設組合の財産のうち、土地につきましては、当村と塩尻市の共有財産とし、建物等上物につきましては、新組合の松塩地区広域施設組合に所有権を移管するものでございます。

次に、介護保険についてでございます。平成12年に介護保険制度が新設され、65歳以上の加入者によります介護保険料の運営がされておりますが、この制度は3年ごとの見直しによる料金体系でございまして、今回は平成24年度から向こう3カ年の保険料を定めるものでございます。

現状の介護保険料会計は余裕がなく、しかも要介護者が増加傾向となっており、村内の施設整備も充実されてきておりまして、今後の3カ年につきましては、村の支払準備基金と財政安定化基金を一部取り崩した対応を図る中で、従来の4,000円を500円上乗せし、基準額を4,500円とするものでございます。

なお、近隣では、松本、塩尻、安曇野の3市及び基礎広域ではそれぞれ5,000円以上となっており、隣村でも4,780円の報道がされております。当村は村民負担のかからない安い状況となっております。

次に、農業立村としての朝日村農業についてでございます。我が国は、農業従事者の平均年齢が平成22年に66歳と高齢化が進んでおりまして、国は食料の自給率を40%から50%に引き上げる目標を達成するためにも、新規就農者をふやし、将来の日本農業を支える人材を確保することが、大きな課題として取り上げられました。

これによりまして、持続可能な力強い農業を実現するには、基幹的農業に従事する人が、我が国で90万人が必要とされておりまして、これを65歳以下の年齢層で安定的に推移するには、毎年2万人の青年層の新規就農者を確保する必要があると示されました。近年の新規就農者の定着は1万人とされておりまして、残り1万人の確保を図らなければならないとしております。

そこで、国は、新規就農総合事業としまして、45歳未満で就農し、研修期間につきましては、年150万円を2カ年にわたり給付を行い、自立自営就農者につきましても、年150万円を5カ年にわたり給付を行い、法人経営側に対しましても助成制度を設けるなど、農業の後継者育成を図るといたしております。

今後は、県を通じまして具体的な要項が示されるととらえておりますが、JAホスピタル朝日とも連携を密にしながら、対応をしてまいり所存でございます。

そこで、当村の農業振興につきましても、従来から先人並びに先輩の皆さんが、朝日村農業の基盤整備等に多大なご尽力をされ、今や、古見原・西洗馬原の圃場は全国に誇れる農地となっております。

農家の皆さんには、条件の良いこの地での農業に誇りを持ち、知識と経験を生かされ、元気に活発な農業経営が営まれることに期待をするものでございます。

そこで、畑かん施設につきましても、梓川取水の右岸上段幹線からポンプアップによりまして、朝日地区受益農地へのかん水となっております。近隣の山形、岩垂原地域と比較をしまして、電気代が2倍から3倍の維持経費となっており、大きな課題となっております。このことにつきましても、県は新年度を自然エネルギー元年と位置づけまして、土地改良施設エネルギー活用推進事業を、県が主体となって推進をし、当朝日地区に太陽光発電装置を設置し、朝日地区畑かん施設の維持管理費の軽減を目指すものでございます。

事業の概要を申し上げますと、事業年度は平成24年、25年の2カ年に施行し、場所は西洗馬集荷所の南側調整池約10アールの上に太陽電池パネルを張り、発電容量は180キロワットで、事業費は約2億円の予定と言われております。

事業費の負担割につきましても、国・県で85%、地元負担15%で、そのうち村が7.5%、

受益者が7.5%をそれぞれ負担するものでございます。現在の調整池は、光線により藻が発生しまして、スプリンクラーが目詰まりが生じておりますが、これによりまして光が遮断をされ藻の発生を防ぎ、一石二鳥の効果となりまして、計画どおり有効活用ができますと、県内のモデル事業として期待をされるものでございます。

同じく、自然エネルギー活用についてでございます。

当村の古見原・西洗馬原は梓川水系の利用によりまして、昭和50年から中信平土地改良区連合の構成員としまして農地を潤しておるところでございます。国は、平成17年度から10カ年にわたり180億円を投入し、国営中信平2期農業水利事業推進しておりまして、平成20年度には主力事業の梓川頭首工を竣工し更新いたしております。現在は、受益面積9,000ヘクタールに及ぶ中信平土地改良区連合の維持管理費の軽減を図るため、梓川左岸の流路溝を利用しました小水力発電施設を、梓川の花見地区に建設中でありまして、事業費は約14億円を投入し、工事期間は平成23、24年度の2カ年となっております。発電量は464キロワットとなっております。これを一般家庭用に換算しますと約700軒分の発電量と言われております。この事業費の負担割につきましては、国・県が83.2%、地元負担分16.8%のうち、市村と受益者がそれぞれ約8.4%の負担と言われております。

この小水力発電は、梓川左岸の水田地帯に送水をします流路溝を利用しました発電施設でありまして、供用開始になりますと太陽光発電とともに注目されるものと期待をいたしております。

また、私ども、右岸上段幹線の横出ヶ崎から今井中沢放流口までの水路約1.5キロメートルは、今まで開梁のため風雨により土砂及びごみが水路に流入したり、藻が発生することによりまして、畑かんのスプリンクラーが目詰まりが発生し、また、中学生の通学等安全対策も含めまして、本年度この流路溝にふた掛けを行い、農家の皆さんが安心して作業ができる取り組みをしているところでございます。

そのほかでは、古見記念碑から東へ東電道路と並行しております農道につきまして、中古見集落に入る4差路から下古見方向に1.5キロメートルの道路改良を行い、近年大型化となっております農機具の相互交通がスムーズにできますよう取り組んでまいり所存でございます。

次に、商工業の活性化についてでございます。

近年、村内の個人建設業界は厳しい状態が続いていることを踏まえまして、新年度から村内の住宅関連業者が施工します住宅リフォームに対しまして、20万円を限度に補助制度を新

設いたします。

なお、新築住宅につきましては、村内産材の利用を含めまして、新年度に研究、検討を  
てまいる所存でございます。

昨年、工場用地を取得しました株式会社東京堂につきましては、本年7月頃から工場建設  
に着手し、年度内の完成を目指し、来年の4月には操業開始の予定とお聞きをしております。  
今回の工場建設は、従来の物流センター以外に、造花等の商品づくりや見学コース、体験室  
等の計画がされておりました、順調に工場建設が進められるよう期待をするものでございま  
す。

平成17年に、古見工場団地に誘致をいたしました機械製造工場につきましては、当村に進  
出されました同時期からリーマンショックによります世界経済の金融危機を初め、現状は歴  
史的な円高の中で輸出に依存します企業は、軒並み海外にシフトせざるを得ない状況となっ  
ております。

そこで、先日社長と懇談をいたしました折、朝日工場へ進出しました当初計画は白紙とし  
たい旨の話がありました。今後は、村と事務レベルで情報交換をしたいとのことございま  
したので、今後は機会あるごとに情報交換をし話し合いをしてまいりたいと思っております。

次に、治山事業についてでございます。

当村の山林、特に野俣沢山林の地質は極めて脆弱でございまして、災害のたびに治山事業  
により山の崩落箇所の対応を行ってきておりますが、県は田中知事の時代に、この治山事業  
が中断されたままとなっております。その後、平成18年の豪雨災害等によりまして、山の崩  
落箇所が増大してきております。そこで4年前から、私は県に治山事業の要望を行ってき  
たところございまして、特に崩落が多発しております岳沢において、県は調査を進めていた  
だきました。新年度以降には山腹工、航空実播工、森林整備工いわゆるコンクリートを打っ  
て歯どめをする、それからヘリコプターでいわゆる木の実をまいて行う実播工であります  
が、それとか、その周辺の整備をするというものでございまして、この工法により、本  
年度から平成27年度までの5カ年を1スパンとして県営事業で取り組んでいただくこと  
となりました。

これによりまして、岳沢橋先線の林道崩落箇所の復旧工事も、この計画の中で事業化さ  
れるものと期待をいたしておりました、針盛山登山道としての通行は現状では先が見え  
ませんので、本年度は仮説のルートづくりがいよいよ本格必要となっております、議員  
の皆様からもご協力を賜りたいと存じます。

次に、道路関係についてでございます。

議員からもご協力いただき、県に要望しております、中組バイパスのルート発表がおくれておりまして、県に強く要望しておりますが、県の内部調整で時間を費やしている状況でございます。改めて早期の対応を要望したところでございます。

また、先ほど申し上げました株式会社東京堂工場拡張工事も含め、愛ビタミン道路から原新田工場団地へのアクセス道路につきまして、新年度に調査研究をしまっている所存でございます。

なお、村道にかかわります橋梁、いわゆる橋ですが、橋梁につきましては、村内の重要な生活道路でありますことから、御道開渡橋、上針尾橋、松ノ木橋につきましては、耐震性等の強度調査も含め、診断とこれに伴う補強により、長寿命化を図ってまいる所存でございます。

そのほか、県道にかかわります橋梁、橋は県の長寿命化計画の中で朝日村分も対応をされているものでございますので参考までに申し上げます。

次に、昨年暮れからのウインタースポーツについてでございます。

本年度、スキー場は開設20周年を迎えるとともに、人工降雪機を固定式20基、移動式を1基導入しまして、積極的な取り組みを実施いたしました。これによりまして昨シーズンよりも21日早い12月18日にオープンすることができました。スキー場の最終報告は後日となりますが、年末年始は、例年よりも30%増の利用があったとお聞きいたしております。また、新型のスノーマシンによりまして雪質が良好となり、利用者からは好評をいただいているところでございます。

本年は、スノーマシン設置初年度のため、スキー利用者等にスキー場の良さが徹底されておりませんので、来シーズンからは早めのスキー場オープンとともに広く周知され利用者増につながるよう期待をするものでございます。

また、本年は長野県へのスキー伝来100周年とあわせまして、去る2月11日に当スキー場20周年記念イベントを実施したところでございます。

なお、来る3月11日には、スキー場におきましてそり大会が計画をされておりますので、村民の皆様の気軽なご参加を願うものでございます。

一方、スケート場におきましては、12月21日にリンク開きを行い、2月5日まで47日間の営業をいたしました。近年では最も早くリンク開きことができましたことと、大雪の日も少なく氷が安定していたこともありまして、滑走者は昨年の30%増加となりまして、近年では最高の5,585人の利用状況となりました。

当スケート場は無料で利用ができ、しかも貸スケートも無料でございまして、村民の皆様はもちろんのこと、近隣からも多数の皆さんが利用され、好評をいただいたところでございます。

次に、ふるさとの味体験館についてでございます。

当施設は開設後15年目を迎えます、議員の皆様からも機会あるごとにご心配をいただいているところでございます。

そこで、本年度は指定管理の期限契約が終了することになっておりまして、今後の対応を検討してきたところでございます。

私は、昨年の議会一般質問におきまして、今後の考え方、方針をお示しをしておりますが、12月議会で不動産鑑定費用をお認めいただいております、この結果をもとに、指定管理者の武田氏と協議を行い、売買について快いご返事をいただきましたので、後刻、議員の皆様にご協議申し上げる所存でございます。

なお、この際申し上げますが、武田氏は当施設を開設以来、責任と努力により、持てるノウハウを十二分に発揮されまして、そば処もえぎ野を全国規模に展開されましたことは、本人のためではありますが、朝日村のイメージアップに大きく貢献をされております、この場をお借りし、感謝の意を表すものでございます。

それでは、ただいま上程をされました議案につきましてご説明申し上げます。

本日提案いたしました議案は、専決1件、協議1件、条例16件、認定1件、事務委託1件、指定管理1件、予算13件の計34件でございます。

まず、専決処分につきましては、除雪費及び小学校講堂の放送施設更新でございまして、議会を召集する暇がなく、専決をしたものでございます。

次に、協議項目につきましては、東筑摩郡町村会事務局が平成24年度をもちまして閉所することに伴い、中信地域町村交通災害共済事務組合の事務局を池田町役場に移転するための協議でございます。

次に、条例関係につきましては、議案第3号は、選挙管理委員会の決定によりまして、記号式投票の条例廃止でございます。

議案第4号につきましては、全国で取り組みが進められております、暴力団排除を推進するための条例を制定し、議案第5号は、今まで村が事業主体として村営バス事業を進めてきましたが、国の制度変更に伴いまして、新年度から運行事業者が事業主体となることにより、現行の条例を廃止するものでございます。

議案第6号から第11号及び第17号、18号、20号、21号につきましては、それぞれ関係法令または、制度の改正に伴います村条例の改正を行うものでございます。

議案第12号は、新年度からごみの共同処理方法の変更に伴い、ごみ処理の事務を塩尻市に委託するものでありまして、議案第13号は、これらにかかわります条例の改正を行うものでございます。

次に議案第14号は、新年度から3カ年の介護計画の変更に伴う、介護保険条例の改正でございます。

議案第15号は、後期高齢者医療保険料の徴収の改正を行うものでございます。

次に、村道の認定につきましては、法の規定に基づきまして、古見桜ヶ丘地区及び原新田工業団地内の村道認定をお願いするものでございます。

次に、指定管理につきましては、緑の体験館、緑のコロシアム、野俣沢キャンプ場等の指定管理が本年度で契約終了となりますことから、引き続き佐久平尾山開発株式会社に運営を委託するものでございます。

次に、補正予算につきましては、年度末を迎えまして計数整理が主な内容でございますが、そのうち一般会計の補正予算につきましては、歳入、歳出とも7,791万円を追加し、予算総額を30億46万円とするものでございまして、歳入では、地方交付税の5,000万円増、歳出では、借金であります公債費の繰上償還を8,900万円行い、貯金に当たります財政調整基金の積み立てに3,500万円を、また先ほど申し上げましたが、古見原、東電道路の古見集落側の道路改良に3,000万円を投入することが主なものでございます。

その他の特別会計につきましては、計数整理となっております。

次に、議案第28号から議案第34号につきましては、平成24年度、新年度予算案でございます。

まず、朝日村一般会計予算につきましては、予算総額を22億7,720万円とし、前年度対比2%の減といたしました。

このうち、歳入につきましては、村税が扶養控除の廃止等によりまして、前年度対比3.3%増の6億円となり、地方交付税は、前年度対比の0.3%増の11億3,000万円を見込んでおります。

歳出では、人件費が、前年度対比1%減の4億8,000万円、物件費では、新年度からごみの共同処理変更に伴いますごみの収集運搬委託の増によりまして、前年度対比3.7%増の3億3,000万円、普通建設事業費では、新規事業への取り組みもございまして、前年度対比

2.4%減の1億500万円、公債費では、前年度対比15.3%減の2億5,000万円となっております。特に村の借金を返済します公債費は、歳出予算に占める割合が新年度は11.1%にまで減少することができまして、私が就任しました時は20%でございましたので、このことを踏まえすと財政状況は極めて良好となっております。

これらが一般会計の主なものでございます。

次に、新年度の特別会計のうち、医療関係の各会計は、医療給付費の伸び、また制度の改正等により前年対比がそれぞれ増加となっております。

次に、簡易水道特別会計につきましては、本年度から大尾沢浄水場の一部修復を始めまして、新年度は大尾沢、御馬越配水池の塩素消毒器の更新、大尾沢原水の流量計の設置などの機械化を図り取り組むために、前年度対比76.1増の予算総額でございまして、1億7,700万円とするものでございます。

次に、下水道特別会計につきましては、前年度対比6.3%増でございまして、予算総額3億5,000万円とするものでございます。

次に、あさひプライムスキー場事業特別会計につきましては、本年度人工降雪機の導入によります償還が発生するもので、これらを計上してございます。

なお、今会期中には、辺地計画にかかわります案件及び条例の廃止案件につきまして、追加提案させていただく予定でございます。

以上、本日提案いたしました議案等につきましてご説明を申し上げましたが、担当課長及び担当者から補足説明をいたさせますので、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

---

### ◎議案内容説明

○議長（上條俊策君） 日程第40、議案内容説明を求めます。

お諮りいたします。議案内容説明は、全員協議会において行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 異議なしと認めます。

したがって、議案内容説明は、本会議を閉じ、全員協議会で行いますので、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時59分

[全 員 協 議 会]

再開 午後 4時32分

○議長（上條俊策君） それでは本会議を再開いたします。

---

◎散会の宣告

○議長（上條俊策君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労様でした。

散会 午後 4時32分

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成24年第1回朝日村議会定例会 第2日

議事日程(第2号)

平成24年3月14日(水) 午前9時開議

開議

議事日程の報告

- 第1 会議録署名議員の指名
  - 第2 諸般の報告
  - 第3 一般質問
  - 第4 議案第22号から議案第27号までの質疑、討論、採決
- 

出席議員(10名)

1番	中村賢郎君	2番	武田栄市君
3番	塩原龍三君	5番	塩原操君
6番	林邦宏君	7番	三村清君
8番	斉藤勝則君	9番	高橋廣美君
10番	塩原正由君	11番	上條俊策君

欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	中村武雄君	教育長	下田幸子君
総務課長兼 会計管理者	柳沢正喜君	住民福祉課長	上條幸代君
産業振興課長	塩原忠男君	会計課長	筒井貞子君
教育次長	高山義教君		

---

事務局職員出席者

議会事務局長 中村美代子君

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（上條俊策君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（上條俊策君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（上條俊策君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により

2番 武 田 栄 市 君

3番 塩 原 龍 三 君

を指名いたします。

---

◎諸般の報告

○議長（上條俊策君） 日程第2、議長の報告を行います。

例月出納検査結果報告が別紙のとおり報告されております。

報道関係者より取材の申し出がありましたので、これを許可いたしました。

---

◎一般質問

○議長（上條俊策君） 日程第3、これより一般質問を行います。

質問は申し合わせの順に行います。発言台にて議員番号、氏名を告げてから発言してください。

なお、議員1人の持ち時間が、答弁を含めて50分と決められています。簡潔にお願いいたします。また、時間5分前になりましたら、事務局よりリンでお知らせをいたしますので、お含みおきください。

---

◇ 塩 原 操 君

○議長（上條俊策君） それでは、最初に、5番、塩原 操君。

〔5番 塩原 操君登壇〕

○5番（塩原 操君） 5番、塩原 操です。よろしくお願いします。

質問をさせていただきます。

まず、第1点目、村おこしに一層のスケート振興を。

標高2,446.4メートルの鉢盛山を背に、先人の方々のたくましくかつ不屈の精神をもって厳しい自然環境を克服、今日のすばらしい朝日村をつくってきたのではないか、朝日村が生まれたのではないか。零下15度Cを超える厳冬は、冬場のいやしと体力づくりとしてスケートが普及、個人のスケートから地域間対抗へ、1963年には古見スケートクラブが結成されました。そういった中で、いわゆるスケート人口というものが組織化されてきました。村の大会、市町村、県そして国体へとハイレベルの選手を輩出、1981年、針尾スケートリンクの造成、また1985年にはナイター照明も設置、1990年には改修工事等により、内外に誇り得るリンクになりました。そして、そこには国体、インターハイとハイレベルの当村のスケーターが活躍されました。そして、「スケート朝日」の名を一層知らしめることになりました。

こうした活躍には皆さんが、いわゆる当時活躍されました選手の皆さんが、現在、後進の指導に当たられ、活躍されているわけでございます。しかし、何分、献身的な部分によるそういったご努力の中で支えられているのが実態でもあろうかと思われました。こうした中で、より一層のすばらしいスケーターの輩出、それから一層のスケート人口を拡大していく、そ

ういった中で、いわゆる指導体制の通年1年間を通じての構築、そういうシステムづくりがそこで必要になってきているのではないかと思います。

お聞きしたところによりますれば、講師の方々には派遣講師とかあるいは村内講師というような形で、お手当を差し上げているそうなのですが、これを何とか通年的な指導体制、指導される方が経済的にもある程度不安のない状態で、通年的にご指導していただくというような、そういった一つの、これは1という形でこれから申し上げられることとあれなんですけれども、まず、指導される方の経済的な援助といいますか、いろいろな面で安心して指導に専念できるような、そういう指導体制、1年間を通じて指導していただくと、このような体制づくりができないものですかということでございます。

2番としまして、1番のほうでも申し上げたんですけれども、その指導される方々への今よりもっとしっかりコーチに専念して下さるための体制づくりの中では、どうしても経済的なご支援、そういうものが必要になってくるのではないかと。いわゆる1、2が整うといいますか、そういう体制づくりがしっかりと構築された中で、やはりスケートは朝日村だというような優秀な選手、スケート人口の拡大の中でそういうような叫びというか、世間からの見る目もそういうような形になってくるのではないかと。これこそがスポーツを通じての朝日村づくりの一つではないかと思います。ひとつその辺についてお伺いをいたします。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

下田教育長。

〔教育長 下田幸子君登壇〕

○教育長（下田幸子君） 今期、スケート場利用の方々は、おかげさまで昨年を大きく上回る5,885名であり、大勢の方々が来場し、にぎわい、スケートが盛り上がりました。スケートクラブの皆さんも、熱いご指導により熱心に練習を重ね、力をつけ、大活躍でありました。

1つ目の質問、通年的な指導のシステムづくりにつきましては、スケートクラブのことと受けとめました。全サークルに当てはまることではありますが、サークルの組織づくりや活動については、サークルの自主運営が大前提となっております。いつでも、どこでも、だれとでも、みずからの学びたいことを学べる環境を整えることに教育委員会、公民館は努めさせていただいております。年間を通じてクラブ活動をするように、こちらからの強制はできませんが、1年間を通しての活動を計画された場合、クラブみずから組織体制やコーチの確保をしていただきまして、教育委員会はサポートしてまいりたいと思います。子供たちの健全な育成にスケートの取り組みは本当に長い歴史があるわけなんですけれども、健やかな育成に力

強い力をいただいていることに対しましては、感謝でございます。

2つ目の指導者への報酬の件についてであります。教育委員会より学校でのスケート教室に講師として派遣いたし、村統一の価格にて講師料を差し上げております。なお、クラブ活動への支援金は、朝日村社会教育団体育成補助金交付要綱に基づき、スケートクラブを含む青少年育成団体などより申請が出され、補助金額は青少年のクラブ員数を算定に入れ、一定の補助金が交付されておるということでございます。

以上であります。

○議長（上條俊策君） 塩原議員、再質問はございますか。

塩原議員。

〔5番 塩原 操君登壇〕

○5番（塩原 操君） 丁寧なご答弁ありがとうございました。

事前に若干は実は聞いておりますんであれなんです、とにかく指導されるご本人の懐へ入る経済的な、言ってみれば、そういうことに尽きるかと思うんで、今よりも何とか経済的な支援というような形での支援、一層の支援体制をお願いしたいと思います。これは要望でございます。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 塩原議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

〔5番 塩原 操君登壇〕

○5番（塩原 操君） 2件目、移住されてきた方々への支援体制について。

朝日村に移られた家族の方々、知らない土地に来られ、経済的な部分そして村社会にどうやって融合していったらいいのか、溶け込んでいったらいいのか、この精神的な負担ははかり知れないかと推察いたします。こうした不安を少しでも払拭してやる、そういう努力が朝日村に来られた家族の方々の定住、朝日村に来られましても、1年や2年で、まことに失礼なことではございますが、よそへ行かれてしまったんじゃ、何とか永住につながるような経済的なバックアップ、それから私はすべてに通じることですが、心かと思えます。村社会と申し上げましたけれども、どんなことに村、こういうことに限らず、一長一短がございます。村社会にもいいところがたくさんございます。そういった中で、本当の温かい心を持って接してあげたら、時には苦しいことも、何とか、よし、もう少しという形で、1日延び2日延びというような形で定住につながっていくんじゃないかと、ひとつその辺についてお伺いを

いたします。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

柳沢総務課長。

〔総務課長兼会計管理者 柳沢正喜君登壇〕

○総務課長兼会計管理者（柳沢正喜君） それでは、塩原 操議員の移住されて来た家族の方々への支援体制についてというご質問にお答えをいたしますが、ご案内のように、現在、朝日村には、東日本大震災の被災者で自主避難されている方々は、福島県から2家族、9人の皆様でございます。朝日村に参りましたのが昨年7月でございます、村内の空き家に一人たん入りまして、現在は、これは国からの要請で、村が避難者のために用意をいたしました村営住宅に移っております。

そこで、避難者の皆さんへの支援でございますが、まず、生活にかかわる住宅費や高熱水費等の、これ全部でございませぬが、ガス代とか電気代等を除いて一部につきまして、1年間、村が費用負担をしております。また、福島県や国からの情報のやりとりを村がもらっております、避難者へ情報提供をさせていただいております。さらに、日常的な相談につきましては、随時、総務課が窓口でございますが、対応している状況でございます。

また、平成24年度には、国の緊急雇用対策事業、これは国から100%交付金が参りますけれども、その中で、避難者雇用の枠がございます。これを活用して2名の方を村の臨時職員として1年間雇用する予定でございます。今後は、定住に向けてより一層支援をしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 塩原議員、再質問はありますか。

塩原議員。

〔5番 塩原 操君登壇〕

○5番（塩原 操君） ありがとうございます。

定住されてきた皆さん、非常に大変かと思われませんが、朝日村、結構という言葉を使うとしかられちゃいますか、いい土地かと思えます。ひとつつらいことがあっても我慢して、ひとつ骨を埋めるんだというような気持ちで頑張ってください。

以上でございます。ありがとうございます。

○議長（上條俊策君） これで塩原 操君の一般質問は終わりました。

○5番（塩原 操君） ありがとうございます。

---

◇ 林 邦 宏 君

○議長（上條俊策君） 次に、6番、林 邦宏君。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） 6番、林 邦宏です。

私は、3問について質問をいたします。よろしくお願いいたします。

まず、1として、大尾沢浄水場の水源保全について。

世界的に水資源価値が高まり、外国資本による水源林の買収が我が国にも及び、北海道では36件、604ヘクタールが買収され、当県でも軽井沢町では既に2件、13ヘクタールが海外法人や中国籍の富豪に買収され、水資源の保全が危ぶまれております。

朝日村簡易水道では、大尾沢湧水を優先使用するための施設整備費が事業費約5,800万円余りで実践されております。大尾沢の水源林、約140ヘクタールは私有林で占められ、42名の山林所有者の方々との信頼関係を前提に事業が展開されていると思いますが、水源を取り巻く環境は急変いたし、山林を維持管理する価値観が薄れている昨今、水ビジネスの時代で、いつ何時外資や投機筋の標的に遭遇し、山林が買収され水源林の保全が崩壊の危機に陥らぬよう、行政ではどのように対応するかお聞かせください。

1として、水源林の大切さを啓発する取り組み方。

2として、水源地を含む集水地区の保安林化について。

3として、水源林の公有林化の取り組み。

4といたしまして、村と森林所有者間の契約、協定、場合によっては条例等ですけれども。

以上ですけれども、よろしくお願いいたします。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

塩原産業振興課長。

〔産業振興課長 塩原忠男君登壇〕

○産業振興課長（塩原忠男君） それでは、林議員の大尾沢浄水場の水源保全についてお答えをさせていただきます。

この問題は、議員申されますように、国の大きな問題として、その対応が求められてきた

ところでございます。国では、昨年、森林法を一部改正しまして、林地の売買の届け出義務をつけたところでございます。届け出は、売買成立後でもよいとしておりまして、外国資本の森林買収の歯どめになるような法制定まではいかなかったというふうに感じております。原則、土地の売買は個人の自由でありまして、外国人など法律で規制を設けることが難しいというのが今の現状かというふうに思っております。

ご質問の水源林等の大切さを啓発する取り組み方、水源地を含む集水区域の保全林化について、水源林の公有林化の取り組み、村の森林所有者間の契約協定についての4点の村の対応でございますが、どの項目も今後検討していかなければならない大変重要な課題と考えております。

しかし、先ほど申しましたとおり、現在、国・県では水源林の保全を目的とした法律や条例がないのが現状でございます。昨年、村長は、まず国や県が新しい制度づくりを取り組むことが重要と考え、県水源林造林協議会の役員として阿部県知事に直接要望活動をしております。また、国の出先機関へも水源が守られる仕組みづくりを行うよう要望活動をしてきております。

その成果もあり、県では、水源林や水資源は県民の生活に不可欠な貴重な財産であることから、市町村など公的な管理のもとに継続的な保全を図ることが大切として、この3月の県議会において、県の今後の取り組み方を示しております。内容は、今ある制度の活用や新たな制度の創設を視野に入れ、新年度、市町村と連携して具体的な対策に取り組むとしております。村としますと、一自治体で進めるより、県の指導のもとに取り組むほうが確かな成果が得られるというふうに考えております。新年度、県が設置を予定しております連絡協議会に朝日村も参加を考えております。

つきましては、質問の4点につきまして、その連絡協議会で練り上げたものを村で精査をして、今後の対応策として打ち出していきたい考えでございます。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 林議員、再質問ありますか。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） 松本市とか、それから安曇野市とか、それから塩尻、大町、この4市町村でアルプス地下水の保全対策協議会というのが2月に発足いたしまして、市町村に対してをそれを呼びかけていて、松本地区ですね、この地区が一つの水がめというような考え方で発想になっているみたいなんですけれども、その辺についての、もう手近なところでそ

ういう協議会を発生させてやっていることに関して、当村はどのようにそれに対応するのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（上條俊策君） 当局の答弁を求めます。

塩原産業振興課長。

〔産業振興課長 塩原忠男君登壇〕

○産業振興課長（塩原忠男君） 今この周辺で、その取り組みが進められているということでございます。皆さんが進められているのは、地下水のくみ上げに関する緊急を要することについて条例等の制定をしていきたいというふうに聞いております。村としますと、県が進める協議会、これに参加をすることで、その内容も含めて今後その対応策が考えられると思っておりますので、まずは県の協議会に参加することが一番かというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 今、林議員のこの中心4市の取り組みにどうかということですが、情報では、近隣のこの中心地区の市町村に声をかけて一緒に取り組もうと、そういう動きでありますので、連絡次第、連絡をいただければ参画してまいりたい。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 林議員、再質問ありますか。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） いずれにしても、大尾沢の今、水源地在2つあって、それぞれそこから日に定時1,000立米ぐらいの集水をしているわけなんですけれども、その集水箇所がやはり保全されないと、せっかくの整備事業が無駄になり、そして、なおかつ、健やかな村づくりの一端をなしている貴重な飲料水の確保がままならないというようなことで、国の法整備もままならないような状態なんですけれども、時と場合によっては、やはり急を要するような、そういう事象があり得るものですから、その辺は、後世に貴重な水源林もしくは水源を維持できるような、そういう体制づくりを早急に対応していただくよう要望して、この質問は終わりたいと思います。

○議長（上條俊策君） 林議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） 2問目としまして、保育料の無料化について、人口確保の一環、若者に魅力ある村づくりをスローガンに3歳児から5歳児の保育料の無料化で、新年度は保育行政を執行すると提案説明されました。

健全財政に邁進され、財政健全化状況になりつつあることは村民も認めておりますが、昨今のデフレの悪循環で物価が下がり、企業のもうけは減る、賃金は下がる、物が売れない、物価が下がる、負の連鎖で経済は縮小傾向になります。歳入を税収入や交付金に依存している財務背景では、無料化により1年間1,800万円の歳入減は軽微とは思えません。また、住民や雇用の条件が整備されていない当村への移住も負も要素ではないでしょうか。若者が定住できるような基盤整備が最優先で、無料化は高額なPR料と化すのでは、再度熟慮され、分相応の減額にとどめておいたほうがよろしいのではないかと心配いたしております。老婆心ながらお伺いいたします。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 林議員の保育料の無料化に対する財政運営のご心配でございますが、当村の財政状況につきましては、昨年9月議会で申し上げておまして、当朝日村の経常収支比率につきましては、平成22年度決算で申し上げますと73.3%でございます、県内77市町村のうちの財政内容のよいほうから13番目の位置となっております。近年の市町村財政は、ご案内のとおり、実質公債費比率で議論されておりますが、各自治体の財政状況の内容を調べますには経常収支比率での判断が重要となります。

そこで、新年度保育料を無料化にすることは固定経費となりますことから、経常経費が1ポイント上昇することになりますが、当村の財政状況からは大きな負荷ではないのが実態でございます。これによりまして、既に松本平では反響が出ておまして、このことが当朝日村の人口増対策につながることを期待するものでございます。

なお、本定例会の冒頭に申し上げておりますが、我が国の将来人口推計を勘案いたしますと、今後は国の制度の幼保一体化を初め、保育行政の大幅な見直しの動きが出てきているのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 林議員、再質問はありますか。

林議員。

[6番 林 邦宏君登壇]

○6番(林 邦宏君) 財務内容については改善されていることは事実だと思います。ですけれども、やはり不特定要素というんですか、不安定要素も含まれていることも事実で、当村、自主財源30%ぐらいで、あと70%近くは依存財源というような、そういう体質で、それでおかつ取り巻く環境というのは、非常に楽観を許さないようなところがあるんじゃないかなと思います。それで、一度、歳入をゼロにした場合、これを当然そうならないことを願っていますけれども、歳入減になって今度それを有料化した場合には、そのときの復元するということに関しては、相当の該当者に負荷がというか、抵抗感がかかって、そのときの自治体の経営者は大変じゃないかなと思います。そのようなことも加味して、やはり私はこういう質問をしたわけなんです。

それと、やはり24年度の予算編成の査定時、当然1,800万の計上、歳入減になりますから、当然そのとき各担当部署からそれぞれの事業提案がされていて、それはやはりこの歳入減によって没とならなくちゃいけないんじゃないかなという、そういうことが憶測されますけれども、そういうところで優先順位をつけて没になったという事例がもし——事例というのか、そういうことで公表して差し支えなければ、ぜひお聞かせ願いたいと思います。

○議長(上條俊策君) 中村村長。

[村長 中村武雄君登壇]

○村長(中村武雄君) 林議員のご心配でございますが、私は、就任以来、自分の選挙公約で仕事を進めております。そして、職員の行財政改革プランに基づいても取り組んでおりますが、これによって重要課題を没にしておりません。むしろ前任者の没にしたものを重要課題として取り組んで、実際に取り組んでいるのが実態でございます。これは、村民の皆さんからご理解をいただいているところでございます。

以上でございます。

○議長(上條俊策君) 林議員、再質問ありますか。

[6番 林 邦宏君登壇]

○6番(林 邦宏君) 私どもは、この一般民間感覚で考えますと、1,800万の投資効果を見きわめていかなくちゃいけないかなということで、そのためには、やはり同じ目線でその評価をしなくちゃいけないというようなことで考えておりますけれども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長(上條俊策君) 中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 林議員には、どうもご心配ご心配でございますが、私は、林議員のご心配分をすべてクリアして取り組んでおります。ご心配なく、どうぞ。

○議長（上條俊策君） 林議員、再質問ありますか。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） 保育料の無料化は、該当保護者への金銭のばらまきと化してしまうんじゃないかという、そういう心配事が私も何人かの保護者に聞いた範囲では、そんなことになってしまって、その人たちにとっては非常にありがたいことなんだけれども、経済的なその負担から解放される一方で、やはり村に対して負い目を感じちゃうということで、保育行政に対してやはり控え目というのか消極的になり、そういう面では、その辺が活性化でなくて不活性化になるような懸念もあるんじゃないかというような感じも受けております。

そんなようなことで、いずれにしても、実施するということに関してはそれなりきの成果をやはり上げて、そして村民が納得するような形にぜひ努力していただきたいなと思います。

これで、この質問を終わります。

○議長（上條俊策君） 林議員の2問目の質問は終わりました。

3問目の質問をどうぞ。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） 味の体験館の売買について。

提案説明では、指定管理者の武田氏と協議し、売買について快諾を得ており、後刻、議員の皆さんに協議していただくとのことでした。武田さんのずば抜けた経営手腕は全村民が評価しており、当村を全国ネットでアピールしてくださり、その貢献度は甚大ですが、事、公有財産の売却は一般公募で執行するのがよろしいのではないのでしょうか。

“新しい感覚で朝日村をつくろう”朝日＝旭日（すがすがしさ）ということで、旭日という言葉掲げましたけれども、爽快感が漂う対応をお願いしたく、お伺いいたします。

なお、公募に当たっては、提案書等にて貢献度評価ができるよう配慮くださればよろしいんじゃないかと思っております。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 林議員のふるさとの味の体験館の売買についてでございます。

議員ご指摘の公有財産の売買につきましては、一般公募が大前提でございます。そこで、ふるさとの味体験館につきましては、現状の営業を廃止するとか別の目的に変更する等のケースの場合は、当然公募の要件ということになります。

そこで、議員ご承知のように、現在の指定管理者は設置目的を十分理解をされ、また、本人の努力によりまして、朝日村のイメージアップに大きく貢献をされておりました、村民の皆様方から高い評価をいただいております。これらを踏まえまして、今後は行政サイドの規制がなく、自由に武田さんの持てるノウハウを発揮されまると、今以上の朝日村のよさが村外に発信されることになります。また、15年にわたり営業されておりますことから、借家権等も含めて考慮しますと、随意契約が妥当であると判断をいたしております。以上でございます。

○議長（上條俊策君） 林議員、再質問はありますか。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） 随意契約ということなんですけれども、いずれにしましても、村民にとっては貴重な財産なので、売却に当たっては、民意を反映させたくないということで、不動産鑑定価格はもう提示されていると思うんですけれども、それはどういう金額になっているのか、公表していただきたいと思うんです。

○議長（上條俊策君） 中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 私が今定例会冒頭の提案説明で申し上げてありますが、この問題につきましては、後日、議員の皆様と協議をしまいたる予定でございます。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 林議員、再質問ありますか。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） そういうことであるならば、本来は、定例会に提案説明の中にこううたっていますから、定例会の議案は現在34項目あったんですけれども、それに上程されていないで、今後検討というようなことで、それはいつされるんですか。私個人的に思うと、やはりもっとクリーンなというのか、ほぼ話が決まっています、それから不動産鑑定評価も出ているならば、もうこの定例会の議案に上程されるのが筋じゃないかなと思っているんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（上條俊策君） 中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） どうも林議員からは、基本的な理解が私とは違うようではありますが、私としましては、こういう大きい問題はストレートに皆様方に相談しなくて、議会に提案すべきものではない。でありますから、後日、今定例会にも提案理由で議案としては出してないんですよ。それをご理解いただきたいということであります。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 林議員、再質問ありますか。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） 議案として出せないというところに、私も一つの公有財産というそういう観点から見ると、それはやはりこれから、普通であれば一般公募して競争入札というような手だてをとるのが一般的じゃないかなと思いますけれども、それがとれないということであるならば、私からの要望ですけれども、公有財産を不動産鑑定価格以下で売却するというのは、これは違法になると思いますから、少なくとも鑑定価格で対応するように要望いたします。

以上で私の質問を終わります。

○議長（上條俊策君） これで林 邦宏君の一般質問は終わりました。

---

◇ 三 村 清 君

○議長（上條俊策君） 次に、7番、三村 清君。

〔7番 三村 清君登壇〕

○7番（三村 清君） 7番、三村 清です。

私は、保育料の無料化について若干お伺いしたいと思いますが、前議員と若干違うスタンスになろうかと思いますが、よろしくお伺いしたいと思います。

今まで私が子育てのほうを一生懸命村長さんにお伺いしてきたわけですが、以前は、日本一の子育ての村ということで一笑に付されたわけですが、今回、村長さんのほうから保育料の無料化ということが出されまして、一步前進かなととらえております。

その上でお伺いしたいんですが、朝日村行政改革プランの実施状況の見直しということで、12月の議会で私どもに示されました。その中で実施状況の見直しの中の歳入確保対策、ここ

に保育料について書かれているわけですが、国の規準の60%程度だということで、平成22年から国の基準の48%程度に引き下げましたよと、これは松塩地区の中でも最低の規準だと、これを維持していきたいということで、12月に村のほうから示されたわけですが、基本的な方針がこの3月になったらころっと変わりまして無料化ということで、私にとっては願ってもない方向でございますけれども、何か思いつきのように出されてきたわけですし、非常に心配しているわけですが、その点につきまして、村長さんにもう一度、本当にこれ継続していかなきゃならないわけですし、継続は力ということでございますので、何とか継続させたいと思うんですが、村長さんにそれだけの気概があるかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（上條俊策君） 中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 三村議員の保育料の無料化についてでございます。

保育料の無料化の長期見通しということでございますが、この保育料の無料化を推進するには、今後も財政健全化の中で取り組むものでございます。また、ここに来て急速に出生者数が減じていることを踏まえた対応であることをご理解いただきたいと思います。そこで、先ほど林議員にも申し上げたと思いますが、国は、まさに50年後は現1億2,000万の人口の3分の2、8,600万になってしまう、そういう推計の中で、今、野田総理は、社会保障と税の一体改革をうたっておりますが、この中で保育行政もうたわれておりまして、現行の幼稚園・保育園の一体化を初めとしまして、保育行政の大幅な見直しの動きが出ております。その時点では、この国の制度と今朝日村の無料化との関係を整合する必要があるかと思いますが、基本的には保護者の負担を減らすというのも国の動きでありますから、そういったことを踏まえて取り組むということでありまして、少なくとも私の在任中は、この制度が新しい国の制度が変わらないうちは、現状でいく、自信を持って表明させていただきます。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 三村議員、再質問ありますか。

〔7番 三村 清君登壇〕

○7番（三村 清君） 私がお伺いしたのは、そういう背景がありながら、12月には今までどおりでいくということで、この議会で表明したわけですね。ところが、この3月になったら急に無料化だと、この12月から3月の間にそういう動きがあったわけではなくて、これは以前からそういう動きがあったわけですね。にもかかわらず、そういう方針を出してきて急にこうなったもんですから、また急に変わりはないかなということで心配しているわけです。

○議長（上條俊策君） 中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） その急な心配は、やはり人口問題ということだと思いますが、私が12月議会の当時は、まだ朝日村は30人以上、30人前後という表現をしておりますが、30人以上は大丈夫だという、その読みでやっておりました。しかしながら、今年度は30人に満たない状況になってきております。しかも本年度の朝日村の結婚いわゆるおめでたの状況を見ますと、非常に少なくなっているということでありまして、そういったことを勘案した対応であります。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 三村議員、再質問ありますか。

〔7番 三村 清君登壇〕

○7番（三村 清君） どちらにしましても、急に変わったことについては答弁がなかったわけですが、どちらにしても、しっかりやる気があるということを表明していただきましたので、それで納得したいと思います。

○議長（上條俊策君） 三村議員、1問目でまだ項目があるけれども、それはいいですか。

○7番（三村 清君） 続きまして、もう一点、心配している点がございまして、保育所のあり方検討委員会を村長さんは、これも11月でしたか、設けたばかりなんですけど、このあり方検討委員会はまだ審議に入ったばかりで、急に保育料の無料化が出てきたということで、あり方検討委員会というのはどういう形でこれを設けたのか、その辺がはっきりしません。要するに、保育園のあり方をどうするか、すべて運営から何から全部ここに任したんじゃないかと思って私は理解していたんですが、もしかしたら保育園のあり方というのは統合するかしないかだけを検討する場所ということで位置づけていられるのか、その辺が不明なものですから、今回の無料化に関連しましてお伺いしたいと思います。

○議長（上條俊策君） 当局の答弁を求めます。

高山次長。

〔教育次長 高山義教君登壇〕

○教育次長（高山義教君） 三村議員の保育所のあり方検討委員会の検討項目はとのご質問についてお答えいたします。

保育所のあり方検討委員会は、昨年10月開催いたしました第1回の保育所運営協議会の席におきまして課題が出されまして、出生数の減少、保育園舎の老朽化、主にこの2つの課題

が上げられまして、朝日村保育所運営協議会の要綱第4条に規定する専門委員会として設置をすることが決定をされたものでございます。11月29日に、第1回の保育所あり方検討委員会が発足しております。検討事項は、保育所の今後のあり方に関する事、このほか今後の保育に関し必要な事項、この2点が検討事項となっております。

以上です。

○議長（上條俊策君） 三村議員、再質問ございますか。

〔7番 三村 清君登壇〕

○7番（三村 清君） そうすると、今回のこの無料化についても、その検討事項の範囲内ということで理解してよろしいですか。

○議長（上條俊策君） 高山次長。

〔教育次長 高山義教君登壇〕

○教育次長（高山義教君） あり方検討委員会は、先ほど申しあげましたとおり、保育所運営協議会の中の専門委員会としてのことでありまして、今申しあげましたとおり、検討事項は、保育所の今後のあり方、それから今後の保育所に関し必要な事項、この2点となっております。保育所の負担金、保育の負担金等を協議する場ではないということでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（上條俊策君） 三村議員。

〔7番 三村 清君登壇〕

○7番（三村 清君） そうすると、保育料は、保育園の運営とは関係ないという理解ですか。

○議長（上條俊策君） 高山次長。

〔教育次長 高山義教君登壇〕

○教育次長（高山義教君） そのとおりでございます。あり方検討会を設置をいたしました保育所運営協議会、こちらのほうに運営協議会の要綱の中に定められておりまして、こちらの第2条に、保育所運営協議会の協議事項の2号に一部負担金に関する事項と定められております。

以上です。

○議長（上條俊策君） 三村議員、再質問ありますか。

〔7番 三村 清君登壇〕

○7番（三村 清君） なかなか納得いきませんが、手続上の問題でありまして、ただ、経過

が不透明だったものですから質問しただけでありまして、やっている方向そのものには私は異議ありませんので、この質問はこれで終わりたいと思います。

次に、3番目の質問に入りたいと思いますが、まず、この問題でございますが、先ほどから村長さんのほうから話が何度もございました。私のほうも新聞の切り抜き等も持っているわけですが、幼保一体化の問題等もありまして、人口がどんどん減ってきているという問題があります。これから保育園のほう、何でそういう問題が起こっているかという、やはり今までの福祉的側面の強かった保育サービスを、これからはもう義務的、要するに町村に義務づけようというような方向で動いているということでありまして、中でもまず出生率が非常に低くなってきているということで、これは去年の資料でございますが、2010年には出生率が1.39にちょっと上がったと、今までは1.37だったのが上がったという話ですが、合計出生率の話ですが、人口を維持するには2.07を上回る必要があるということでありまして、1.37ではとても追いつかないわけでございますが、この中で特に2.07も今の人口で、要するに女性が産む女性の数がそのままであれば2.07でいいんですが、これが今どんどん減ってきているということでありまして、その中でまた合計特殊出生率が非常に低いということでもあります。

これで、何でそれがそう低いかということで朝日村のほうでも調査していただきまして、次世代育成支援対策朝日村行動計画、これを村長さんも十分ご存じだと思いますが、この中でもうたっているわけですが、職業生活と家庭生活との両立の推進ということがここにうたわれているわけですし、仕事と子育ての両立支援を推進していこうということで村としてもうたっております。特に女性の社会進出や核家族化などに伴い、家庭で子育てをしていくことが困難な状況となっているということでもあります。長時間保育等、特殊保育を充実したいということでここでうたわれているわけですが、今回なぜ未満児、延長保育、または一時保育を対象外としたのか、それについてお伺いしたいと思います。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

高山次長。

〔教育次長 高山義教君登壇〕

○教育次長（高山義教君） 三村議員の未満児延長保育の保育料をなぜ無料化しないかとのご質問でございます。

現在、3歳から5歳の園児につきましては、朝日村以外の幼稚園に通うなど、保護者の都合による特別な場合を除きまして、全員が保育園に通園している状況であります。そのため、

保育料無料にしたとき、全員ということでありますので、公平性が保たれるという考えであります。3歳未満児や延長保育の場合には、現在、全員のお子さんが通っているわけではございません。そういうことですので、一部の方だけが恩恵を受けるようなことになり、不公平が生じると考えます。

したがいまして、3歳児から5歳児までの通常の保育時間について、保育料を無料とするものでございます。ご理解をお願いいたします。

○議長（上條俊策君） 三村議員、再質問ありますか。

三村議員。

〔7番 三村 清君登壇〕

○7番（三村 清君） なるほどごもっともな意見だと思いますが、未満児はお断りして、やらないということであればそういうことだと思いますが、向こうから出さないでいいということに来ていけば、別に不公平感というものはないと思います。特に皆さんが、これ何人に調査したものでかわかりませんが、22年から26年度の計画の中でやっているわけですが、理想とする子供の数というのは、朝日村の女性は3人が非常に多くて52.1%の人が3人欲しいということで望んでいるわけですね。ところが、できない理由で一番多いのは、やっぱり経済的理由ということで、理由の一つと思うまで入れますと、63.6%が経済的理由で子供つくることできないということになっておりまして、特に今一番困っているのがやはり未満児、それから一時保育、延長保育等、勤めていてどうしてもという方が一番困っているんではなかろうかと思うんですが、そこを除いて普通の一般だけをやるということになりまして、余り効果がないんじゃないかと、逆に言いますと、ありがたさが半減しちゃうなということでありまして、何としても、まずこっちを先やって、それからというんならまだわかるんですが、一番この困っているところを除いて、普通の教育だけやるということでは、ちょっと趣旨から反するんじゃないかと。

今、公平という面で先ほども言いましたけれども、要するにお断りしているということでもあります、ちょっと不公平だなということでもあります、向こうで出さないということになりますと、別に不公平じゃないと思うんですが、それについてお伺いしたいと思います。

○議長（上條俊策君） 当局の答弁を求めます。

高山次長。

〔教育次長 高山義教君登壇〕

○教育次長（高山義教君） 今回の保育料無料の政策につきましては、単に困った人を支援す

るというような狭義、狭い意味の福祉という考えではありません。子育てを積極的に応援して子供をふやしたいという積極的な考えに基づくものでございますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（上條俊策君） 三村議員、再質問ありますか。

三村議員。

〔7番 三村 清君登壇〕

○7番（三村 清君） ですから、それをするんだったら、未満児とか延長保育とか一時保育、こちらのほうが大事じゃないかと、まずこれをやりましょうということです。まず、これをというよりも、これも含めて無料化にしていってらどうか。確かに経費はもっとかかります。かかりますが、これが一番大事じゃないかということで提案しているわけですが、その辺についてお伺いしたいと思うんです。

○議長（上條俊策君） 当局の答弁を求めます。

高山次長。

〔教育次長 高山義教君登壇〕

○教育次長（高山義教君） 再三の三村議員からのご質問でございますが、繰り返しになりますが、困った方というと、3歳未満児で保育所に出さない方は保育に困らない方というふうに理解いたしますので、その仕事の関係ですとかいう形で単に困った方ということ、今回の政策ではその方を支援するというような考え方ではないということで、繰り返しになりますが、そういったことをご理解をいただきたいと思えます。

○議長（上條俊策君） 三村議員、再質問ありますか。

〔7番 三村 清君登壇〕

○7番（三村 清君） 今言っていることがよくわかりませんが、困った人を支援するんじゃないという考えだということにして、じゃ、どういう人を支援するのかということですが、要するに、困った人の悩みを解決してやるから、もう一人産もうかという気持ちになるということだと思っておりますが、いつまでたっても同じことだと思えますので、ぜひ一刻も早くこの未満児、それから延長保育、一時保育等をぜひ無料化の方向で進めていっていただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

もう一点、保育料の問題であります。この保育料は議会の議決なしで勝手に下げることができるわけですね。無料にもできます。下げるときは問題ないんですが、特に今度上げるときにも勝手に、逆に言いますと上げられるということになりますので、実を言いますと、

先ほど前の林議員もちょっと心配しておりましたが、これから朝日村も庁舎建設等の問題、また保育園の統合化、かたくりの里の改修、村営住宅、また緑の体験館等の改修等もいろいろたくさん課題があるわけですので、これじゃお金が足りないから、保育料をやっぱりもう少しいただくかというようなことが勝手にできては困るということで、この保育料につきまして、朝日村の条例のほうに、規則でなくて条例のほうに組み込んだら議会の議決も必要だということになりますので、その点につきまして村長さんのお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（上條俊策君） 中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 三村議員、ちょっと感度が私と違いますが、まさに予算を出すということは議決ものですから、議会の承認がないと行政いわゆる執行機関は動けないです。でありますから、条例にのっているとかのらないだけで議決ものと違うということでございますが、議会で予算を議決することがこれを認めたということになりますので、まさに今定例会にはこれを提出しておりますから、そのことについては十分ご理解いただきたい。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 高山次長。

〔教育次長 高山義教君登壇〕

○教育次長（高山義教君） 保育料の徴収する側にとりましてのことで、なぜ条例で定めていないかというようなことでご質問にお答えしたいと思います。

保育料は、児童福祉法の第51条におきまして、市町村の設置する保育所における保育を行うことに要する保育費は、市町村の支弁とするとまず規定がされています。この市町村の支弁について、同じく児童福祉法の第56条におきまして、その保育費用を支弁した市町村の長は、本人またはその扶養義務者から当該保育費用をこれらの者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して、保育所における保育を行うことに係る児童の年齢等に応じて定める額を徴収することができるという規定がございます。この規定によりまして、村の保育所条例第7条で、規則で定める旨を規定し、規則で金額を定めているものでございます。

保育料は、児童福祉法の第56条の規定によりまして徴収する費用でございますので、同条に直接根拠を持つ負担金の性格がございますので、市町村長限りでこれを定めて徴収し得るといふ行政実例が出されております。

したがって、条例でその額及び徴収方法を定める必要のないものと解されております。本村では、規則によりまして保育料徴収基準額を定めているものでございます。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 三村議員、再質問ありますか。

三村議員。

〔7番 三村 清君登壇〕

○7番（三村 清君） 私が何でそう言うかといいますと、村長は、予算でやればいいじゃないかというふうに言っているわけですが、この保育料を見ますと、非常に差があるわけですね。ただ一元化で1本でやっていけば、それは予算でいいかもしれませんが、実際、所得に応じて差がございます。要するに、例えば3歳児、3歳児はこれただになりますので、未満児でいきますと、第2が4,800円から第7になりますと4万1,300円と、10倍の差があるわけですね。これが7段階に分かれている。これを審議しないで、ただ予算出てきますと、これは一つで決まっているなら、それは予算でいいかもしれませんが、この段階をどうするかという問題は予算の中にはないわけですね。ですから、これを条例等を議会で審議する必要があるんじゃないかということで提案しているわけですし、ただ、お金だけの問題で言っているわけじゃないのです。

村のほうではどうもやる気がないようですので、これは議会のほうで条例改正なり、もしくは今、改革委員会のほうで議決に必要な事項ということで検討しておりますので、その中にこれを入れていただくというようなことも可能だと思いますので、またそちらで対応したいと思いますが、特に村民から徴収する、要するに村で裁量のあるものは、これは議決が必要だという方向で検討をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上で保育料の無料化について終わります。

○議長（上條俊策君） 三村議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

三村議員。

〔7番 三村 清君登壇〕

○7番（三村 清君） 次に、庁舎建設の取り組みについてでございますが、私どもも村に続きまして、議会の中で庁舎建設の検討等を始めたわけでございますが、いろいろな資料等が必要になりますし、特にこれから我々検討していく中で、先人のいろいろな考え方等も検討した中で、どういう考え方で庁舎というものを考えているのか、そこら辺も参考にしながらいろいろ検討していきたいと思っておりますが、お聞きするところによりますと、いろいろ資料がいただとか、いけないだとかという話がございますが、その辺につきまして、村長さんは全

く白紙ということで取り組んでいると思いますが、あれ出しちゃいけないとか、これを出すなどというような話はないと思いますが、その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（上條俊策君） 中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 三村議員の庁舎検討研究ですが、私、まさに白紙で、各地区から推薦していただきました委員の皆さんに検討していただくようになっています。だから、私のところで、今、三村議員が、村長があれ出していけないとか、いいなんて判断が何もない状況で、そういうことを言われることだけで、私にとりましては、相手は何を考えているのかな、そういうように疑わざるを得ません。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 三村議員、再質問ありますか。

三村議員。

〔7番 三村 清君登壇〕

○7番（三村 清君） 村長からお墨つきをいただきましたので、これからいろいろな資料等を検討しながら、よりよい庁舎建設に向け——建設に向けてといたしますか、庁舎の研究をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上で終わります。

○議長（上條俊策君） それでは、ここで一たん暫時休憩いたしたいと思っております。再開は10時半にしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時30分

○議長（上條俊策君） それでは再開いたします。

---

◇ 齊藤勝則君

○議長（上條俊策君） 次に、8番、齊藤勝則君。

斉藤議員。

〔8番 斉藤勝則君登壇〕

○8番（斉藤勝則君） 8番、斉藤勝則でございます。

私は、きょうは5つの質問を、甚だ数が多いわけですが、させていただきます。よろしく  
お願いいたします。

第1番目に、わくわく館について。

これは、読ませていただきます。長いものですから、読ませていただいて説明します。

私は、どうしてもわくわく館の活動について多くの人たちにもっと知っていただきたく思  
い、またこれからも一層この活動が発展していったいただきたく、質問を兼ねて取り上げま  
した。いわゆるわくわく館の活動に対する顕彰と言ったほうがいいと思いますけれども、ま  
ず、児童館という形ですと、その運営上いろいろな規制が出て、思う存分の活動にも制限を  
かけられることが多いわけですが、まずその点でも、わくわく館という自由な発想でのオー  
プンは本当に素晴らしいことだなと私は思いました。また、そこに参加している児童が本当  
に生き生きと活動しているのが私にはすばらしく思え、とてもかわいらしく思えたわけでご  
ざいます。今まで体験学習等で、あそこに書かれている表題を見ますと約20分野ぐらいです  
かね。あの方たちのいろいろなお話とか、活動をやっているわけですが、それぞれに  
そういうことに詳しい一般の村民の講師により、いろいろな方法で児童に体験させているの  
を垣間見て、小さいうちにこのような体験をさせることは、必ずや児童が大きくなると、大  
人になったときに、何らかのプラスになると私は深く思っているわけでございます。また、  
わくわく館の常勤の先生方や職員の人たちが一生懸命に頑張っている姿に私自身もわくわく  
して、この一員として少しでも働かせてもらう中でわくわくしております。

そこで、次の質問をしたいと思えます。

1番目としまして、今でも本当に素晴らしい活動をやっているわけでございますが、  
朝日村にはまだまだいろいろな分野で専門の知識の高い方がいっぱい人材バンクとしてい  
ると思えます。そんな方がたくさんいますので、ぜひともまだまだそういう未開拓で、講師な  
どやっていられない多くのそういう立派な方たちに声を広げていただいて、児童にさらにい  
ろいろな体験や経験をさせることが大いにできるんじゃないかと思えます。

具体的に申しますと、例えば歴史の本当に詳しい、朝日村の村史に詳しい方だとか、それ  
を子供さんにわかるように、あるいは天文のことだとか、あるいは写真の趣味の方の写真の  
いろいろだとか、そのほかにいっぱいものづくりとかですばらしい方がいっぱい朝日村の中

にいるわけでございます。そういう人たちをぜひ講師としてお願いして、内容も豊かにやっていただければ、また、既に今までやっていた講師の方も、自分のことを申して申しわけないですが、私も年に数回ぐらいの自然観察の分野でやっているわけですが、なかなか余裕がなく、次までになかなかいろいろ考えられなくて、本当に苦しむときもあるんですけども、そういうような意味でも、そういう方たちが多くなれば、さらにこの分野が広がって、充実していくんじゃないかなということで、このことについてどんなふうこれからこのわくわく館を持っていくかというようなことをお聞きしたいことと、それから、それと2番目も同じですが、どんな発展方法で活用していくのかお聞きしたいと、こういうことでございます。

今、大体年度末に必ず児童さんたちと私たち参加した講師で話などして、本当に楽しみ会みたいな形でお話もさせてもらっているんですが、まだまだ本当にたくさんの分野があると思いますので、そういう点について、職員の皆さんやら、あるいはそこを手伝っている方たちをどんな方向で考えているかだけお聞きしたいなということで、1番目の質問をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

下田教育長。

〔教育長 下田幸子君登壇〕

○教育長（下田幸子君） 未開拓の分野に広げていただければとのご質問にお答えします。

斉藤議員さんお話しのように、クラブや業種などを通してたくさんの分野で、村民の皆様のすばらしい人材にお力をいただき、児童にたくさんの体験をさせていただいております。さまざまな分野に興味を示し、果敢に挑戦したり、世代を超えた多くの地域の方々とかわりながらご指導をいただきながら、技術の向上、体力づくり、豊かな情操づくりに体験を通して育てていただいております。また、朝日村の人や自然のすばらしさを子供たちに伝えていただいております。さらなる充実に向け、さらに多くの分野の方々にお力添えをお願いするよう考えてまいりたいと思います。

2つ目の質問の今後の方向についてであります。1つは、村民も核家族化が進み、子供のいないご家庭もふえています。お年寄りとの交流が自然にできるわくわく館であったらと思います。行事をさらに工夫して、そのようなお年寄りも参加できるような行事を考え、子供たちとの交流が自然に楽しくできる工夫をしていきたいと思っております。

2つ目は、子供たちの発想を生かした継続的な活動ができないか、工夫していきたいと考えております。そのことが自信につながって、前に進むということにつながってほしいと、

そのように思っております。子供たちの活動が日常化、継続化されるようにということです。

3番目ですが、自分にできることはないかと申し出てくる保護者の方や村の方々がおられます。多くの方々にわくわく館の活動に参加してもらい、子供とかかわる楽しさを味わっていただき、さらに元気になっていただきたいと思います。村民の皆さんを巻き込んで、村民の皆さんご参加によるしっかりとした支援体制により、一層充実、発展するようにと考えております。

以上であります。

○議長（上條俊策君） 齊藤議員、再質問ありますか。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 再質問という形ではないんですけども、私もどうしてもこのわくわく館の活動を顕彰したくて、素晴らしい活動なものですから、こういう場で村民の皆さんの多くに知っていただきたいということで、本当にこんないいことをやっているんだなということ、さらに、今の教育長さんの言ったように本当に広めていただいて、朝日のわくわく館は素晴らしいものだという、私、よそからも聞いているんです、わくわく館の活動については素晴らしいというのを聞いているんですから、さらにこれが本当に大きく発展していただきたいと思いますなと切に思いますし、そして私たちがそういうところに参加することによって、子供さんたちが本当にかわいらしく思えるようになるし、生き生きとした子供たちがこれから育っていくんじゃないかという思いもしているものですから、ぜひ力を入れてやっていただきたいということを最後にお願ひしまして、この1番目の質問は終わらせていただきます。

○議長（上條俊策君） 齊藤議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 2番目の質問でございますが、今までも数人の議員さんのほうからも出されたわけですが、新生児出生数減少の歯どめ対策と保育園のあり方についてということで、私は、今、当村は、本当に新生児の出生が少なくなってきておりまして、先ほど村長の申しましたとおり、もう30人を割るような現状になっているというのは本当に、確か

に日本全国が、今、2050年には八千数百万人になるという中で本当に重大な中で、さらに急激に朝日村がそういう道を急激に進んでいるような感じがして、やはり私は、今回この保育料の無料化というようなことも、先ほど出ましたけれども、取り上げていただいたことを、私は、まさにこの地域に発信する大きなアピールになるということで、私は、そういう意味では非常にいいことだなと、そして、もう一つ、あわせてここで述べたいのは、最近ちよくちよく耳にするんですが、保育園の1園化というような言葉をよくちまたで聞くようなことも、余りにも人数が減っているというようなことでありますが、これについては、私も、確かに将来的には人数が本当に減ってくれば1園化でやらなければいけないというもあるんですけども、今、朝日村に2園あるわけですね、あおぞら保育園とおひさま保育園ですかね。2園あるわけです。昔は針尾保育園がありまして、3園あったわけですが、ここにも書いてありますが、ここにも書いてありますが、私は、ある地域のコミュニティの場がどうしても必要だとか、あるいは防災上の広場が要るというようなことを、なくなってからも耳にするわけなんですね。それで、やはり先ほども保育園のあり方委員会の中で老朽化とか、あるいは今後のあり方について検討するということであり方委員会があるんですけども、ぜひとも私は、例えば高齢者の方たちもこれから高齢が進んでいくわけですね。日本全体がそういう方向に向かっているわけですが、その時点でも、なくなる時点でも、私言ったんですが、やっぱり高齢者の人たちといわゆる子供さんたちとの交流の場としての場所としては、ぜひこの2園のすばらしい施設を改善しても残していただいて、交流の場としてコミュニティの場としてやっていっていただきたいな、こんなことをやはりこういう問題がどんどん浮上してくるようになったもんですから、お願いしたいなと思います。

そこで、1番の質問としまして、村として他地域からどうして若い夫婦を当村に来ていただくことができるのか、対策を考えているのかお聞きしたいというのが1番目の質問ですが、これは、先ほど言いましたけれども、どちらかという、私、すばらしいことだと思うんですけども、保育園の3歳から5歳までの無料化、こんなようなことについても入っていると思いますけれども、ぜひ当村としての考え方を聞きたいということと、2番目に、新生児の減少で、先ほども言いましたが、本当に1園化もやむなしということもあると思いますが、今後の保育園の利活用をどのように考えているかということ、2つをお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 齊藤議員の新生児出生数減少の歯どめ対策と保育園のあり方ということでございます。

その中で、他の地域からの転入対策はどうかということでございますが、本当に一言で言いますと、まず魅力のある村づくりでございます。そこで魅力のある村づくりとは、これは人によってとらえ方が異なりますので、まさに千差万別でございます。行政が取り組む施策だけではなく、村民性や村民の意識度、また情報伝達等を含めまして、極めて広範囲の中での村民並びに村外の皆さんの心に響く村づくりが求められているというように理解をいたしています。

そこで、具体的には、先ほど来から話が出ております保育料の無料化、それからただいま議員が申されましたわくわく館、これにつきましても議員おっしゃりますように、児童館とか放課後児童クラブとは一線離れた、それ以上の大きな枠の中で取り組んでいるわけございまして、そういったものが今後この子供たちの成長のために大きく貢献することができますと、若者の転入がふえるだろう。そして、ふえていただくことを期待して施策に取り組んでいるわけでございます。

そういったことを含めまして一番大事なことは、私は前々から言っておりますが、村民の皆様方から村内の今のよさをまず認識していただく、そして共有する、そのことが村外に発信されますと、外から見たときに、朝日村はすばらしいという話になりますので、そういった気風がつかれるように、私としても今後とも努力していかなきゃならないというように思っています。

それから、今後の保育園をどうするかということでございますが、ご案内のとおり、現在、保育所のあり方検討委員会で研究検討されておりますので、そういったものの提言等を含めまして、それ以後の対応となるというように考えておりますので、私としては、ここは発言を控えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 齊藤議員、再質問ありますか。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 今、村長のほうからも保育料無料化とか、本当にいろいろなことで村

外に発信された、大変魅力を発信していく。非常に先取りのよい考え方だなと私は思います。今、社会が政府のほうも今言っても、消費税を絶対やっ払いこうとか、あるいは各種税の控除の廃止だとか、あるいは介護保険料の値上げとか、本当にいろいろ考えるとメジロ押し負担増とか、いろいろ多いわけです。そういう中で、しかも人口の予測が2050年には8,600万人台に減るという中で、どうしてもその流れを鈍化させるということが、私は、地域の住民の一番の大事な役目ではないかという点では、今度の思い切ったこの改革というか、提案というのは、非常に前向きな姿勢であるなと私は期待しております。

そして、よくこういうことで予算とか財源とかいろいろ言うわけでございますけれども、私、前から福祉の関係とか、そういうのも携わっているものですから、福祉とか文化面というのは、費用対効果というのは今すぐに出る問題じゃない。本当に長いスパンですか、10年、20年、30年、そういう先に福祉が行き届いた村とか、あるいは文化面が発展した村というのは、いい村だなというような必ず効果として私はあらわれてくる。そういう意味でも、このアピールということは、非常に、既に今この地域でも、この保育料の無料化なんていうのは話題になってきている部分も部分的にありますけれども、本当にすばらしいことだなと私は思います。殊に福祉とかこういうものは、先ほどもまたダブって言いますが、費用対効果とかそういう問題ではなくて、魅力ある村づくりか何かを今が一番アピールする時期じゃないかな。日本の国自体が大変な方向に向かっている中で、いかにその大変な方向を鈍化させるかということが一番大事なことであるなということを、私は、地方自治の精神としては大事なことだと思うものですから、そういう意味でも、この新しい対策に対しては賛成をしたいなと、こんなふうに思っております。

そんなことで、2番目の質問で、どちらかといいますと、私は、ぜひとも力強く押し進めていただきたいなという思いで終わらせていただきたいと思っております。

○議長（上條俊策君） 齊藤議員の2問目の質問は終わりました。

3問目の質問をどうぞ。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 3番目の質問でございますが、介護保険料、国民健康保険料についてということでございます。

当村も今後さらに高齢化が進んでいくと思われそうですが、これからはいかに福祉の行き届いた地域なのかあるいは村なのかが問われる時代になると思っております。また、そのことが人口減

少が進む日本の中で、その流れを鈍化させていくのではないかと、先ほども言っていましたけれども、思われます。

そこで、介保料の500円の値上げも予定されていますが、当村が他の自治体と比べて低く抑えているということはわかっておりますので、ぜひ村民の皆さんにわかるように、かなり努力しているわけですが、近隣との比較と内容をぜひ示してもらいたいことと、国保料についても、一部の家庭では本当に国保料を払うのが大変だというお話も聞いております。

その中で、この1番目、①番、②番ですけれども、介保料の他自治体と当村の現状について聞きたい。

また、今後、国の方向によってはいろいろ値上げとかまたあるかと思えますけれども、これは本当に大変にますますなっていくなという感じもするものですから、これは要望ですけれども、国のほうへもこれ以上の本当に値上げというのはできるだけ抑えてくれるような方向でやっていかなきゃいけないと思えますけれども、そんなようなこともお聞きしたいということ。

2番目は、医療費がこの東筑の関係、殊に朝日の場合は低いわけです。長野県の中の77市町村の中でも低いわけですが、国保料の高さは県下でも、またこの東筑も近隣もかなり高いほうです。そこで、どうもアンバランスですので、その原因と、今後当村としてはこの国保料についてもどんな考えで推し進めていくのかお聞きしたいなど、こういうことでございます。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條住民福祉課長。

〔住民福祉課長 上條幸代君登壇〕

○住民福祉課長（上條幸代君） 齊藤議員の3問目の質問でございますけれども、まず、介護保険料につきましては、3年ごとに見直しを行うことになっておりまして、今回、平成24年度から26年度までの3年間の保険料を定めるものでございます。

朝日村では、介護を受ける方が増加しておりますし、村内の施設も充実されてきたことから、介護給付に要する費用が増加しており、保険料の値上げは避けられない状況でございます。ですが、村では保険料の負担軽減を図るために、支払準備基金の一部を取り崩しまして、今回、規準額を500円上乘せし、4,500円とさせていただきますものでございます。

また、近隣の自治体の状況でございますが、報道によりますと、松本、塩尻、安曇野の3市と木曾広域では5,000円以上、東筑の各村では一番低いところで3,600円台、そのほかの

村では4,500円から4,700円台となっております。

平成24年度からの3年間の保険料の変更は行いませんが、その後については、次期計画の中で検討する課題かと思えます。

次に、国保税についてでございますけれども、医療費が低いのに国保税が高いのではないかというご質問でございますが、税の比較の方法につきましては、税額による場合と税率による場合がございます。額による場合は、所得状況に応じて変動しますので、税率で申し上げますと、朝日村は平成16年度に改定して以来、実質的な値上げはしておりません。当時は県内でも税率の高い保険者でした。平成23年度の医療分の税率を申し上げますと、所得割が4.8%、資産割が23.5%、均等割が1万8,000円、平等割が2万1,000円です。東筑の各村の状況でございますけれども、所得割は5%後半から6%後半、資産割は28%から50%、均等割は2万円台となっており、これを比較いたしますと朝日村は低い、税率の低い保険者ということができるのではないかと思います。

しかし、世帯当たりの額とか1人当たりの額という税額で比較しますと、県内でも上位にランクされます。議員のおっしゃる国保税が高いというのは、このことをおっしゃるのではないかと思います。その理由は、課税所得が大変多いということでございます。課税所得の中心は農業所得で、農業の皆さんが大変頑張って所得を上げられているという現状がございます。県内の農業が盛んな村では、朝日村よりももっと高い状況になっております。所得の少ない世帯もありますが、均等割、平等割の軽減制度がありますので、こちらで対応しております。

国保会計は、独立採算が原則でございますので、医療費の動向を見きわめながら、健全財政に努めてまいりたいと思えます。

以上です。

○議長（上條俊策君） 齊藤議員、再質問ありますか。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 今、課長のほうからも税率のほうは朝日村は低いということですが、個人の負担のあれが大きいということで、確かに私も聞いているわけでございます。しかしながら、やっぱり家庭の事情もありまして、非常に人数的ないろいろもあって、上限いっぱいの家もあったりするものですから、そういうようなところでは、本当に厳しさが増しているというようなことで、先ほども言いましたけれども、介護保険料にしても国保料にしても、

やっぱり質の変化とかいろいろで、値上げもやむなしというような面もありますが、3年に一度の見直し、介保料もそうですけれども、見直しがあるわけですから、できるだけ、先ほども言ったように、取り崩したりして負担が余りふえないような形で低く抑えていってほしいなという思いであります。昨今、いろいろの負担が本当にメジロ押しなものですから、ますます生活環境は負担が大変だというような状況になっていますので、よろしくお願ひしたいなと、こういうふうに思うわけであります。

また、国保についても、以前たしか村長のほうからも、もうこれ以上のあれは、なるべく負担をかけないようにはいたしたいというような話も聞いているものですから、非常にそのことについてもいいことだなと思いますので、ぜひ努力して村民の負担が減るような方向に持って行っていただきたい、こういうことを最近、殊に取り巻く環境が、負担が、上乘せのいろいろな負担の増が今、政府の上でも取りざたされておりますので、ぜひとも自治体としましては、地域の住民の福祉を、生活を守るという意味で、よろしくお願ひしたいと思ひます。

確かに介保料も先ほど示していただきましたけれども、どちらかというとな朝日は低いほうですね、松本とか近隣からすれば。また松本は5,000円ぐらいですかね、たしか。高いわけですけれども、朝日はそういう中である程度低いところで抑えてもらっているんですけれども、ぜひこの努力を今後もできるだけ村民のために努めて行っていただきたい、こんなふう

に思ひます。非常に質問も多いし、そんなに深く私はあれするつもりはありませんので、ぜひそういう意味で努力を今後も続けて、できるだけ負担を軽くするようにお願ひして、この質問も終わりにしたいと思ひます。

○議長（上條俊策君） 齊藤議員の3問目の質問は終わりました。

4問目の質問をどうぞ。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 4問目の質問でございますが、実は、私ども昨年ですかね、やはり福島の方に行ってみたりして見たんですけれども、東日本大震災で本当にあの地域の人たちが大変な思いをしている中で、一番問題になったのは、今やっぱり原発の問題で、いまだに解決の糸口が見えない。実はつい最近も私、この原発はもう要らないと、自然エネルギーが大事だというような、そういう行進にも参加してまいりまして、非常に多くの方が自然エネ

ルギーに対して夢を持っていると、もう原発よりもこれが大事だというようなことで、自然エネルギーのさらなる利用推進をとということで、今回取り上げたわけですが、原発事故以来、自然エネルギー利用の機運が非常に高くなってきております。議会も先月、山梨県北杜市の太陽光発電の施設を見聞してまいりましたし、また太陽光発電も十分日常生活に利用の可能性も高くなってきている昨今だと思いますし、朝日にはそのほかにも十分な水量の鎖川という河川があります。また、平地でも、前には難しいと言われました風力もあるんですが、山の上のほうでしたら、その風力も可能じゃないかなということも、やはり四国あたりでは、進んだところではそういうこともやっているものですから、ぜひ考えていただきたい。

また、木を生かしたペレットストーブも普及に力を入れ、複合的に利用していけば、電気使用量の軽減、こういうものが低下につながるんじゃないかなと思うわけであります。

そこで、このようなことから、当村では自然エネルギーの利用を今後どの用に考えてやっていくのか、教えていただきたい。それで、例えば小水力発電、朝日で考えられればそのようなこととか、太陽光発電、その他のエネルギーの活用をどのように考えているのか、お聞きをしたいということが1番目であります。

以上です。まず、1番目の質問の1番をお願いします。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 齊藤議員の自然エネルギーのさらなる利用促進をとということで、そのうち自然エネルギーの利用を今後どのように考えるかということでございます。

今定例会冒頭の提案説明で申し上げておりますが、新年度から2カ年にわたり、24、25年度でございますが、土地改良施設エネルギー活用推進事業で当村の西洗馬地区に太陽光発電施設を設置することとしております。これは、新年度、当朝日村と東信の川上村の2カ所を県のモデル事業として指定をいただきまして推進するものでございまして、古見原、西洗馬原、畑かん施設の維持経費の節減を図ることを目的としております。

また、昨年度から取り組みました一般家庭用の太陽光発電につきましては、この近隣では最も高い補助金20万円を限度とした補助制度で取り組んでおりまして、また、これには国の補助制度もありますことから、各家庭での設置が進んでおりまして、村が取り組みました昨年度は9軒、本年度は現在までに27軒が設置をいたしております。そのほか、当朝日村の山

林間伐を利用しました一般家庭用のまきストーブ及びペレットストーブも、補助制度によりまして推進しているところでございます。

さて、このような社会情勢の中では、やはり今、議員がおっしゃりますように、水をどう利用するかも今後の課題というようにとらえております。そこで、そういったことを含めまして、朝日村の環境条件及びこの村の体力をわきまえた上で、積極的な対応を進めてまいり所存でございます。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 齊藤議員、再質問ありますか。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 今、村長のほうからも西洗馬のほうの例のため池ですね、中信平のあれでいわゆる青いアオミドロも防いだり、ついでにそこで電気を発生させて、その維持費の還元にしていくんだというふうなことで、また中信平でも東筑のほうで小水力発電みたいなのをやっていて、今本当にその機運が高まってきているわけでございますけれども、朝日村の私がちょくちょく村の川を見て行って、例えば具体的に言いますと、三俣の堰堤だとか、ああいうようなところ、例えば大岡村とか、ああいうところでは、ああいう川の利用、ごみが入っちゃいけないですが、そういうものが必要になる。のけなきやいけないんですけれども、そういうものの水を利用して、結構かなりの数の家庭とか、その地域の公共施設の電力をやっているというようなことがあるものですから、できればこの2番目に書いてあるのも同じようなものなので、一緒にしてもらっていいんですけれども、ぜひ先進地のそういうところを視察をしていただいて、いいところを取り入れて、絶対これからは、私は、こういう自然エネルギーというものは欠かせないものになっていく、そういう時代になっていくということ、今のこの毎日の新聞報道を見ている、一向に解決しない原発のことを見ますと、本当に喫緊の課題だなと思っているものですから、ぜひ今後、視察とか研修を深めていただいて、朝日村でできる体力に合ったぜひその自然エネルギーの開発を、いろいろな方から意見を聞きながらやって行ってほしいな。

現実、長野県の中でも、先ほど言いましたように、大岡村とかあるいは飯綱町のあたりの共同の自治体でやっている、いわゆる自然のそういうものを利用した発電というようなことをやっているところもあるものですから、あるいは、きょうもここに資料を持ってきたんですが、飯田のおひさまゼロ円システムという太陽光パネルですね、最初の当初の予算がかか

らないというやり方で、それはまた詳しいことが書いてあるんですが、長くなるものですからあれしますけれども、いろいろファンドとあるいは地元の信金からの融資とか、そういうものでお金をまずあれしておいて、それを運用した後で、設置した後で、電気量を売る売電のやつと差し引きで月々このぐらいのオーバーならやっていけるというところで、飯田あたりはNPO法人を使ってやっていて、非常に普及が進んでいるというようなこともあるものですから、できるだけそういうような先進地を見て、いいことは取り入れてやっていっていただきたいなと思います。新田の一部では、もう既に例のごみ処理の問題とかいろいろで、かなりの家庭で設置されているものですから、そういうような意味でも、今後ぜひこれを押し進めていただきたい、こんなふうに思います。

そんなことで、この質問も前向きな姿勢を聞かせていただきましたので、ぜひ力を入れてやっていただきたい、こういうことを述べまして終わらせていただきます。この質問、これで終わります。

○議長（上條俊策君） 齊藤議員の4問目の質問は終わりました。

5問目の質問をどうぞ。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 美しい村づくり、魅力のある村づくり。

すべてのいろいろな今までの関連しているかもしれないですけども、実はこの中で以前聞いたんですが、たしか当村でも都会との交流で、職員の当村への派遣か何かというようなこともお聞きしたわけがございますけれども、そういう中で、何をあれする、ただ、田舎の魅力を発信させる、地元の魅力を発信させるというようなことも聞いておりますので、私は、非常にこれ感じ入ったんですね。それで、これをぜひ発信させていただいて、先ほどの人口増対策にもつながるということもあると思いますので、やっていただきたいなと。

ここには自分のことも多少書いてあるわけですけども、いわゆる例えば文化面、音楽だとか、あるいは定期的なイベント、コンサート、いろいろな面で結構好きな方が村内にも埋もれているのは、現実あるわけですね。最近、やはりそういうような発信が少なく、やはり朝日村の魅力の一つとして、そういう発信もぜひやっていかなきゃいけないということで、私は、時折、村外へ、外れたところに入っているんですが、そういう仲間に加わって本当に楽しいひとときを過ごしてくると、結構定期的にやっているわけです。そういう中で、そういう人たちの生きざまを見てると、本当に地域の中で生き生きとやっているという雰囲気

を感じるもんですから、ぜひそういう文化面での発展というんですか、そういうことに力を入れていただきたいと思います。しかも朝日村には美術館というようなすばらしい施設もあるもんですから、ああいうところで、既に二、三のグループが発表したりして、有効にあの施設を利用して、人が二、三十人集まるといような、あるいは四、五十人集まってコンサートをやったりして、非常に成果を上げているわけです。

そのようなこともぜひ、文化面で朝日もよくやっているなど、そんなふうにやっていただければありがたいなと思いますし、もう一つ、最近、私、新聞を読んだわけですが、池田町の取り組み、これは行政から出た取り組みですが、ここに書いてありますが、池田町というのは、日本でも最も美しい村づくりに加盟しているわけですが、朝日はそうではないですが、朝日もすばらしい村だと思います。ですから、その中で各戸一坪花づくり運動とか、月1回の清掃デー、これは強制ではありません。しかもみんなで参加して、そこでやるというのじゃなくて、池田町がやっているのは、各家庭で日にちを決めて、自分の身の周りだけきれいにしようと、町を全体的にきれいにしようというようなことで、各戸一坪花づくり運動とか、月1回の清掃デーと、こういうものを池田町では、自分たちで提案してそれをやっていくというようなことを決めているんですね。非常に魅力ある村づくり、それで1人そういう方が例えば交流で派遣されるというようなことであれば、ぜひそういう非常にいいことを取り入れている地域のことを参考にさせていただいたりして、進めていただきたいと思いますなど、そのようなことで、朝日としては、この池田のような、別の取り組みでもいいんですけれども、何かその魅力のある村づくりということで、何かの取り組みを朝日版のようなものを考えているでしょうか。

それから、2番目として、村内施設の利用で、イベント等の交流を機に、村内外の愛好者で協力し合って開催して、文化面でも発信していくということが地域の魅力の一つだと思いますので、ぜひ行政としても少しなりの財政面の協力できればいいかなということはこの最後の質問で手短かに、時間が相当長いものなのでお願いしたいなと思います。

以上です。

○村長（中村武雄君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 齊藤議員の美しい村づくり、魅力のある村づくりということでございます。

議員ご提案のことをございます、今朝日村も一時期まで、全村挙げて衛生の日とか清掃の日といいまして、全村民が村づくりのきれいにする、そういう先人の皆さんが取り組みをしてきました。今、美しい村づくりをしなくても、朝日村は既にそういう村を進んでいるというご理解をいただきながら議員の質問だろうと思いますが、そのことにつきまして申し上げたいと思いますが、こういったこの種のもは行政主導型ではなくて、まさに民の力、村民の自発的発想による自主運営が理想でございまして、しかもそういったものが長続きをするものにとらえております。

そこで、今朝日村では、幾つもの現在団体の皆さん、そして個人の皆さんが村内をきれいにする行動をいただいております。一例を挙げますと、先ほど来から話が出ておりますが、少し下火になってはきましても、花いっぱい運動も現在は村内で4団体の皆さんが活動をされております。また、商工会の皆さんを初め、長寿会の皆さん等によりまして、村内の環境美化や、また鎖川河川愛護会の皆さんによる鎖川の環境整備、また村が各地区にお願いをしております地区ボランティアによる清掃活動、そのほか地区によっては、道路の清掃等も行っているところがございますが、それ以外に個人で率先して道路清掃やごみ拾いなどの協力をいただいております、こういったボランティア活動の皆さんに敬意を表するものでございます。

また、文化面でございますが、イベントをやって外に発信ということでございますが、最近若い人たちの自発的取り組みによりまして、文化面での動きが出てきております。つい先日も若い皆さんが実行委員会を組織しまして、中央公民館で大演舞会が開催をされました。結果は、予想以上の入場者となりまして大成功をおさめております。そのほかでは、現在は、図書館や美術館でミニコンサートを例年定例的に行っておりますし、入三分館では、緑のコロシアムを活用しましてミュージックフェアを一昨年来から開催しているところでございます。

また、特にことしは28年目を迎えました古見分館の文化発表会は、こういった田舎の地方、ローカル地域のその文化の高さをあらわしているところでございまして、本年はいまひとつもっと大きな大イベントをお盆過ぎに計画をしたいという動きも出ておりまして、今朝日村としましては村をきれいにする、そして文化面での発想も十分しておりますが、PRがいまいち下手だなといわれますと下手かもしれません。しかし、そういった活動は十分されているということを村民の皆様方からご理解をいただき共鳴をしていただいで、協力をしていただければありがたいと思っております。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 齊藤議員、再質問はありますか。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 時間も短いもので簡単に、短く言いますが、本当にそのようなことで、実はさきほどこれを出したのも、交流ってというような意味で朝日の魅力を発信するというような形で鉢盛山の話とかいろいろ聞いたんですが、そういう人も来るってというようなことで、ぜひこの機会にこの朝日村をPRしていただいて、発信していただきたい、こういうことですね。いっぱいちょっと例を挙げて話をしようと思ったんですが、時間的にもありますので、長野県に非常に地域づくりでいろいろ進んでる部分の地域がありますので、ぜひそういうところも参考にして、今後すばらしいむらづくりを推し進めていただきたいことをお願い申し上げます。私は5つ目の質問を終わりたいと思います。本当にありがとうございました。

○議長（上條俊策君） これで齊藤勝則君の一般質問は終わりました。

---

#### ◇ 高 橋 廣 美 君

○議長（上條俊策君） 次に、9番、高橋廣美君。

高橋議員。

〔9番 高橋廣美君登壇〕

○9番（高橋廣美君） 9番、高橋廣美です。

私は高齢者福祉の充実についてというこの1点で質問をさせていただきます。

朝日村の高齢化率は現在26%以上となり、まさに超高齢化社会を迎えようとしております。今後、団塊の世代が加わってくことを考えますと、高齢者福祉の充実は喫緊の課題ではないかと思えます。介護給付費の伸びは年々右肩上がりであり、保険料値上げは避けられず、地方自治体の負担も増加せざるを得ないと思えます。当村においては自己防衛として、元気な高齢者を応援し、できるだけ介護保険の世話にならない環境づくりをする、これがキーワードではないかと、そんなふうに思えます。そこで、以上の観点から当局の見解を伺います。

まず、1点でございます。現在かたくりの里については、あり方検討会で研究、検討を進めているとのことですが、在宅介護を中心とした理想の姿を考えれば、最低限ショート・ス

テイの受入体制が必要ではないかと、こんなふうに思います。自宅介護者の一時的な精神的肉体的負担の軽減の必要性を考えれば、必要不可欠な施設と考えますが、いかがでしょうか。

2番目として、高齢者の生きがいづくりに力を入れてはどうかと思います。具体的には、現在いきなサロン等があるわけですが、比較的男性が少ないというふうに聞いております。そこで、今懸案となっております遊休農地ですが、これらを活用して、野菜とか、花、山菜等を栽培する、そういったグループに参加してもらって、家から出る工夫をしたらどうかと、そんなふうに思います。これもいかがでしょうか。

3番目、日本の将来を考えればいわゆる労働力人口が減少していく傾向にあります。元気な高齢者に生きがいを持って働いてもらい、なるべく介護を必要としない、あわよくば税金が払えるグループができ、豊かな福祉の村、朝日村というのを目指すという構想はいかがでしょうか。

以上、3点について所信をお伺いいたします。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 高橋議員の高齢者福祉の充実の中のまず1点目、かたくりの里にショート・ステイの必要性ということでございます。まず、ショート・ステイの状況についてを申し上げます。私ども市町村が負担を負担金によりまして、この市町村の負担によりまして、運営されております松塩筑木曾老人福祉施設組合、これは松本、塩尻、東筑、木曾郡でございまして、ここに10カ所の特別養護老人ホームがございました。それぞれその10カ所にショート・ステイ施設をつくっております。10施設に162床、162人が対応できるようになっております。

しかもこの近くでは、このうちこの近くでは、今井にやまびこの里、それから山形がピアやまがた、塩尻には桔梗荘、波田にはちくまのがあります。この4つの施設では各施設とも16床ずつでありますから、4つの施設で64人対応できるようになっております。

また、これをいまひとつ民間サイドでこの平を見ますと、特別養護老人ホームが16施設、民間サイドで16施設ございました。そのうちショート・ステイは145床、145人が対応できるようになっておりまして、そのほか今は老人保健施設、老健という表現をしておりますが、こういう施設も12施設、この平にございまして、ショート・ステイの施設としては充実されている、よその地域に比べますとこの地域は充実しているというようにとらえております。

そこで、当朝日村での民間施設は、ご案内のとおり J A ゆめの里朝日へ 2 人分、2 床でございますが、そのほかに村内には 2 カ所の民間施設で宿泊の預かりを実施しております。そこで、議員ご提案のかたくりのショート・ステイの提案でございますが、今現在、今後のあり方検討会で検討中でございますから、これら近隣の実態を把握し、利用状況を勘案した中で議論がされて、提言に反映されるものと思っております。

そのほかの質問につきましては、担当課長から申し上げます。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 上條住民福祉課長。

〔住民福祉課長 上條幸代君登壇〕

○住民福祉課長（上條幸代君） それでは、2 点目、3 点目のご質問でございますけれども、高齢者の生きがいづくりに力をとということでございますが、村内には議員ご指摘のとおり高齢者が集まる機会としては、いきなサロンや地域サロン、高齢者ふれあいの集いなどがございますし、組織としては長寿会がございます。これらの集まりに男性の参加が少ないということは現実でございます、その理由といたしましては、高齢になっても農作業などの自分の仕事があること。また、講座の内容が少し女性向きではないかというようなこともございます。長寿会の活動につきましては、男性が大勢参加されて、特に古見長寿会の活動は大変活発でございます。そこで、遊休農地を活用し、野菜、花、山菜等を栽培するグループに参加し、閉じこもりにならないようにするというご提案は大いに取り組んでいただきたいと私ども思っております。

次に、高齢者の方の労働力を活用するというご提案でございますけれども、高齢者の方の働き場所といたしましては、シルバー人材センターがございますが、シルバー人材センターは法律の制約がありまして、十分な収入を得るというわけにはいきません。高齢者のパワーが産業に結びつき、朝日村が元気になるということを行政としても目指しておりますので、高橋議員のお考えは大変よいことだというふうに思います。ただ、行政は直接収益に結びつくような事業はできませんので、村民の皆様に自主的な活動が広まっていくことを期待しております。どうかよろしく願いいたします。

○議長（上條俊策君） 高橋議員、再質問はありますか。

〔9 番 高橋廣美君登壇〕

○9 番（高橋廣美君） ショート・ステイの部分では、先ほど村長のほうからお聞きしまして、大分充実してる、しかしながらちょっと 1 点、そのショート・ステイのある施設に現在世話

になってるといいますか、被介護者といいますが、その人たちは受け入れが簡単であると、そうでなくて、例えばかたくりに世話になってる人たちは、ちょっと後回しにされるのではないかというような懸念もあるというような部分はあると思います。そこで、施設的に非常に難しい部分もあるわけですが、もう1点、ナイトケアというような部分もあると、これはすなわち1泊のサービスということだそうでございます。これは100%利用者負担ということでもありますので、その辺は若干補助的なものも含めて対応していただいたらどうかというような、こんな提案でございますが、これをひとつお願いしたいと思います。

○議長（上條俊策君） 当局の答弁を求めます。

上條住民福祉課長。

〔住民福祉課長 上條幸代君登壇〕

○住民福祉課長（上條幸代君） ナイトケアの件につきましては、今、村内で民間の事業者が2カ所ございますので、そこで受け入れていただいております。経費は実費ということになっておりますが、その経費の補助を少し考えてはどうかというご提案だと思いますけれども、これからそういうサービスをご利用される方もだんだんふえてくるのではないかと思いますので、今後、これは検討の課題とさせていただきたいと思うものです。

○議長（上條俊策君） 高橋議員、再質問はございますか。

高橋議員。

〔9番 高橋廣美君登壇〕

○9番（高橋廣美君） 今の1問目の質問は今の回答で、今後検討ということで承りました。

先ほどの2問目でございます。遊休農地の問題ということで、これは福祉とちょっと切り離して考えるといいますが、それぞれいろんな考え方がありますので、ひとつは採算のとれる遊休農地においても、採算のとれる農地もあれば、なかなか厳しいという、だれも借りてないというような部分もあると、そういったことで採算のとれる農地というのは、これからは若者を中心とした新しく農業に参入する方に解放し、いわゆるそちらはもうかる農業というようなことで大規模化なり進めていってもらえばいいんじゃないかというふうに思います。

その非採算っていいですか、なかなか難しい部分は高齢者ばかりではない定年後すぐでもなかなか定職につけないっていいですか、新しい職につけないというような方もおりますし、そういった人たちも含めて、趣味的な楽しむ農業というような部分で、そういった人たちと一緒に自然の中で高齢も含めて出会いの場といいますが、そういったことを考えたかどうかというふうに、これは提案といいますが、場所も含めて一緒にやってくればというふうに

思います。

それから、3番目の労働力人口が減少してるというその部分での、これはシルバー人材センターがあるということですが、そちらは専門的なシルバーの働く場所というようなとらえ方ですね。これは、もういろんな部分でやっておられると思いますが、もう一つ、もう既に全国的に有名な徳島県の上勝町ですか、葉っぱビジネスというようなものがありますね。これは、高齢者がまさに生き生きとビジネスに参加してると、そこまではいなくても、この朝日村には非常に自然豊かな朝日村ですので、山菜とキノコとか、そういったようなものを含め大規模農家ではなかなか難しい有機農法といいますか、そういった野菜の栽培方法もあると、そして、また特産品グループというような方もいらっしゃいます。そういった皆さんとタイアップしていけば、まさに今話題の六次産業といいますか、そこにつながる、高齢者がそこにつながっていくというようなことで、先ほども言いました、できれば負担のかからない、むしろ朝日村に利益をもたらしてくれる集団になるんじゃないかというような思惑もあるわけですが、その辺のお考えはどんなでしょうか。村長さん。

○議長（上條俊策君） 中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 高齢者の生きがい対策といいますか、いわゆる健康層の中でのやはり働く場所、体を動かすことが、体だけじゃいけないですね、頭と体を使うことがまさに生涯健康でいられる大前提でありまして、今、高橋議員のおっしゃられてることはですね、ただ、四国の葉っぱビジネスは、これは行政が全然タッチしてないですよ。まさに、民の感覚がずっと広がってすばらしく全国に有名になったというものでありますので、当朝日村も、やはりその都度そういうことを申し上げておりますが、やはり自分がやってその仲間ができて、広まっていくことが大きなことだなと。

ただ、朝日村の大きい特徴はやはり農村地帯でありますから、生涯自分のうちの農地で働ける場所を持つてる人が多いわけでありまして。ただ、今、最近は新しい住宅が、振興住宅ができて、そういう農地を持ってない皆さんにつきましては、退職後どうするかといいますと、やはり趣味の中で農地、いわゆる自然とのかかわりを持っていただく、それには朝日の場合は山があり農地があるということでありまして、その中で遊休農地の有効活用が図れると、それはすばらしいことになります。これにつきまして、ぜひ皆様方からもそういった音頭をとっていただき、村がどうやってバックアップするかは、十分対応したいと思いますが、村がこうだというのはどうしても、ここに一つ必ず限界がありますし、長続きしない分野があ

りますので、そういった分野でぜひ議員の皆さんを初め村民の皆様方、余裕のある皆様方からそういう動きをさせていただければありがたいと思っております。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 高橋議員、再質問はありますか。

高橋議員。

〔9番 高橋廣美君登壇〕

○9番（高橋廣美君） まさに、今、村長が言われるように行政に依頼するのではなくて、こういった動き、またこういった活動に、村のそれぞれの担当者も含めて、ご理解をいただきたいと、そういう面で積極的に応援をしていただくという部分が大事だと思いますので、高齢化というのは問題ではないと。高齢化に対応できるかできないかという社会が問題だということで、ぜひ高齢化に優しい村ということで有名になる村にしていきたいと、こんなふうな私自身の決意も含めて申し上げまして、以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（上條俊策君） これで高橋廣美君の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩いたしたいと思えます。

再開は1時、13時ということでよろしいでしょうか。そちらのほうでよろしく願います。

休憩 午前11時34分

再開 午後 1時00分

○議長（上條俊策君） それでは再開いたします。

---

◇ 塩原正由君

○議長（上條俊策君） 次に、10番、塩原正由君。

塩原議員。

〔10番 塩原正由君登壇〕

○10番（塩原正由君） 10番、塩原正由です。

ただいまより一般質問を申し上げますが、今回、3点について村長のお考えをお聞きしたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

まず1問目ですが、自然エネルギーの構想の推進ということでご質問をいたします。

東日本大震災から1年が過ぎたわけですが、相変わらず福島発電所の事故後には一層の省エネと自然エネルギーの拡大が急務と言われてるわけであります。全国にも原発が54基あったわけですが、現実では3基の稼働ということでなっていますが、今後国としましては、この原発をさらに進めようとしてるように新聞等にも書いてありますが、非常にこれは難しい状態だと、このように私は思っております。

いずれにしても、原発の発電はいずれはどうも私個人的の意見としては、全部廃止になるんじゃないかっていうようなふうに思ってるわけであります。そこで、既にもう進められてる各家庭の村でも補助を出してますが、太陽光発電等におきましては、かなり進んできているわけですが、その買い取り価格としまして、現実が42円ということだそうですが、7月にはまた改定がありまして、国の改定がありまして、見直されてくるというふうにも言われております。その金額がちょっと私はそこまで幾らっていうことは、ちょっとわからないわけですが、そういうようなこともありまして、さらにこの太陽光の推進が進められるというふうに思っております。

また、先ほど斉藤議員の同じような質問で村長から答弁がありましたが、今回、県が当村の西洗馬の貯水槽に太陽光パネルをやるという話で、約1,000平方メートルであります、これらのものにおきましても、電力会社に売電をしまして、水利施設の維持管理あるいはポンプアップをしてるわけですが、そのような電気代に充当して少しでも農家の負担の軽減を図るというようなことでもあります。

そんなようなことで、少しこのことを言いますと1,000平方メートルの程度で、大体年間一般家庭の50世帯分というふうに使われておりますし、発電量としましては、約20万キロワットというようなことを言われてるわけですが、そこで質問に入りますが、県が推進する自然エネルギー事業で1村1自然エネルギープロジェクトで地域に身近なエネルギーの事業化を支援することになり、太陽光発電、小規模水力発電、バイオマス、生物資源、地中熱といった自然エネルギーの普及を目指す目的の事業ですが、県としても自然エネルギーの潜在能力が長野県としては非常に高いということも言われまして、これを積極的に進めて、このモデルを内外に発信していくというような方針から、このようなことが取り組まれているわけ

であります。そこで、当村としては、豊富な森林あるいは水資源、耕地等自然の資源がたくさんあるというようなことで、この事業に積極的に取り組んだらどうかと、このように私は思っております。

以上、1回目の質問として、この件について、斉藤議員も先ほど申しましたところがラップしてると思いますが、その辺はまた考慮していただいても結構ですが、よろしく願いをいたします。

○議長（上條俊策君） 当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 塩原議員の自然エネルギー構想の推進の中で、ただいま県は新年度から1村1自然エネルギー事業の推進を図るとしておりまして、議員ご提案の森林資源、水資源、耕地等の自然資源を積極的に有効利用する方策をどうかということですが、今後につきましては、この自然エネルギー資源を有効活用し、なおかつ採算ベースにいかに乗せられるかが早急な課題となっているところでございます。

私は今定例会の冒頭で先ほど申し上げましたが、また、先ほど来からのご質問にも申し上げますけれども、この新年度の県のモデル事業としての村内の太陽光発電施設を着手することにつきましては、これは実は県内引く手あまたの中で関係機関の協力をいただいて、当朝日村への設置が決定されたものでございまして、現在はそれぞれ大学等の研究機関を初め民間企業等におきましても、持続可能なクリーンエネルギー開発に研究、それから試行しているところでございます。今後につきましては、私としては、やはり産業としての民間参入に期待をしますとともに、私ども行政としましては、この役割等、そういう中でどう役割を果たしていくかということを検討した取り組みを進めてまいりたいというように思っております。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 塩原議員。

〔10番 塩原正由君登壇〕

○10番（塩原正由君） ただいまの村長の答弁でよくわかりました。

私は小水力ということに少し考えを趣を変えるっていう意味で二、三関連した質問をしますが、当村には昔から水が豊富なために川の水を利用して、今の子供はわからないと思いますが、水車、水車というものを水を利用して回して穀物をひいて常食にしたり、また、米を

精米をしていることが、私の子供のころ記憶にあって、大体私の知ってる範囲で西洗馬山から流れる水路を使ったところがたしか2カ所ぐらいあったし、針尾のほうの一之沢のどこかのちょっと場所は定かではないですが、そういうことをやっていたわけですが、そういう昔やってたところは、ある程度水の状態がいいわけですね。そこへ村長さんたちも、この間、また、私ども行った後、そういった水車で回してる、発電するところを見てきたようですが、そんなような構想もこれから考えるべきじゃないかと。

今、村長もおっしゃったとおり、国・県も今こういう推進をしてる以上、ある程度補助というものも、ある程度出してくるというようなことで、こんなことはどうかと、こういうことですが。

それから、先ほども申し上げましたが、ちょっと場所は大体わかってるんですがここでは言いませんけども、水路なんかも結構農業用の水路も結構ありまして、そういう水路でもって波田なんかも既に取りかかっているようですが、そういう関係でやるとかなり小水力の発電ができるじゃないかと、このように思うわけでありまして。そんなことで、今後、今、申し上げたとおり、ある程度補助があるっていうふうに見通しがついているので、そういうことも、村の各そういう河川なり水利を見て、そういうことを進めて少しでも村内の外灯だとか、いろいろのものに充てていくと、それなりにまたそこでもって削減っていいですか、そういうことが村のほうの財政もできると、こんなようなことで、一気には無理だと思いますが、そのようなことをやると結構小水力でも、朝日村としてはいけるじゃないかと、私はそんなように個人的には思いますが、今後、そのような点についてはどんなように進めていくか、お願いします。

○議長（上條俊策君） 当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） ただいま塩原議員の小水力についてどうかということでございます。

今、話が出ております水路に水車を置いて水車を回すやり方、それから水路が少々勾配がある場合にはスクリー式で発電するやり方、また、落差のある場合は羽を回してやるやり方、小水力でも今の私の知ってる範囲では3つの方法があります。この近隣では波田町が当時それをしました。私もそのときに一緒に実は東京の専門家と勉強させていただきましたが、これはなかなか先ほど申し上げましたが、いわゆるベースにはならない、赤字赤字、採算ベースには乗ってないのが実態であります。

しかしながら、それだけでほっとくわけにはいきませんので、やはりこれからは先ほど斉藤議員も出てました、いわゆる三つまただとか、第3ウエンディの落差を利用した方法、また、その水路、一定の水路を利用したもの、水路の利用の仕方にはやはり落差を利用することと少々勾配を利用する、いろいろあります。それには、基本的にはいっぱいやり方がありまして、どの方策がいいかはやはりみんなあちこちで、今検討中でありまして、私としては朝日村の状況を見ますと、やはり例えばですよ、例えば言いますと三つまたとか第3ウエンディのああいう落差を利用する方法、ただしこれにはやっぱり欠点があります。洪水があったときにはどうするか、これはもう全くアウトになりますから、そういったときにはやはり一定の水路を利用していく方法、そうしますと、大石原の手前から鎖川を通過して針尾に来て本郷に抜けていく、この水路の利用は一つの方策かなと思っています。なぜならば、そこから実は鎖川に落としてる落差があります。これはやはり一つの検討材料になります。なぜと申しますと流路溝を流れている水路よりも水が少なくても、発電能力が上がるっていう、そういうケースも出ておりますので、ただし採算ベースに乗るかどうかもありますから、これはあくまでも今後の大きな検討材料というように思っております。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 塩原議員、再質問ありますか。

塩原議員。

〔10番 塩原正由君登壇〕

○10番（塩原正由君） 小水力についての今村長の説明のとおりである程度わかりますし、問題は村長が言ったとおり、採算、要は採算が合わなければこれはなかなか補助があってもできないというようなことでもあります。そんなことで、今後課題として考えていただきたいと。

それから、これは答弁はいいですけども、先ほど申し上げたとおり、太陽光パネルは非常にやりやすいついていうか、入りやすいついていうか、村でももちろんそういう補助を出してるし、いろいろの面から補助も出てるということで、今後村の公共事業、特に公共事業っていうふうに私は言いますが、そういうものにも今後大いにこれを取り入れて、例えこの室内の電気量だとか、そういうものを補うためには、非常にこれはやっていくべきではないかと、先ほど村長から民間の話も出ましたが、よその民間は体育館とかそういうものをかせて、その民間にやって、多少の使用料っていうか、そういうものを取るような話も聞いてますが、今後ぜひそういうことで公共事業においては、特にそういうことを取り上げてやってい

ただきたいと、こういうお願いでこの1点目の質問はこれで終わります。

○議長（上條俊策君） 塩原議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

塩原議員。

〔10番 塩原正由君登壇〕

○10番（塩原正由君） 2問目としましては、これも斉藤議員が先ほどちょっと触れたわけですが、若者向け住宅の推進ということですのでけれども、これは人口増の一環として、村ではさまざまな事業を立ち上げてやっております。特に空き家対策、それから定住促進、田舎体験ツアー等を実施しております。村と不動産業者との情報交換等も村長は積極的に行って、その効果が徐々にあらわれてきてはいますが、その空き家対策の中で、昔ながらの集落に移住することをちょっと懸念する人もいるという話を聞く中で、不動産業者での提言によれば、ある程度区画を決めたほうが移住をしやすいということ言われてる資料とかとちょっと見まして、これからの計画としまして、（1）としては、当村の土地開発公社や民間不動産業者等が住宅地の造成について、今後どのように行政理事者としては、考えてるかお伺いをしたいということと、過日、議会で視察しました神奈川県清川村の若者世帯向け借上住宅の事業につきまして、議会もこのことを視察して勉強してきたわけですが、このことについて、どのようにこれから私としては、こんなような形も入れながらやったほうがいいのではないかとということで質問してるわけですが、村長さんはここに一緒に参加して視察して、一緒にこの話を聞いてるわけですので、おわかりだとは思いますが、今、これを聞いておられる村民の皆様方は、ちょっとその内容はわからないもので、簡単に、ごく簡単に説明しますと、清川村では先ほど申し上げたとおり、若者世帯向けの借上型村営住宅というものをやって、今、現時点で5棟を見させていただきました。その中で、ちょっと事業者というのは、これは個人ですが、個人の事業者になる条件としては、土地をある人で実施上の資力とか地業を有する人、あるいは村外者の場合は、村内に住所を移し村内に土地を購入してもらおうと。それから借上型住宅規模は、大体おおむねこれはあくまで清川村のことですが50坪以上、それから住宅は20坪以上、住宅の新築は要するに村内の雇用ということも考えながら、村内の企業にお願いをするという条件がついてるそうでございます。

行政が村営住宅として借り上げる期間は、15年間というふうに一応決めまして、それを事業者と話をしていくわけですが、1戸建ての住宅としては改装とか、間取りとか、デザイン、これは自由です。それから行政の借上料、これが問題になるんですが、1棟につき10万円で

借り上げて年間120万ということになるわけですが、その業者って言ってますが、個人ですが、個人は家賃として村営住宅条例によって所得に応じますが、5万から7万ぐらいの範囲でここはやってるということでもあります。このようなことをやることによって、若者の方が非常にこの事業をやるとお金の払いとか、そういうものが非常にやりやすくなるということで、ぜひこんなようなことも取り入れたらどうかと思って、今、お願いしてるわけですが、この制度はあくまでも先ほど申し上げた清川村の制度でありまして、これをそのままそっくり朝日村へ入れろということではなくて、このような、今説明したようなことで、朝日村として、こういうことを考えながらあったことをやったら、もう少し若い者がふえて人口増につながるじゃないかと、このように思ってるわけでもあります。これに対して、村長さんの意見をちょっとお聞きしたいわけですが、よろしくお願いします。

○議長（上條俊策君） 当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 塩原議員の若者向けの定住促進住宅の施策ということでもあります。そのまず第1点で、人口増対策の一環として、村の土地開発公社や民間不動産業者等の宅地開発に今後どのような考え方で取り組むかということでございます。これは、議員ご指摘のとおり昨年私は民間不動産業者、村内に進出してる業者の皆さんと懇談をいたしました。その中で、今の若者は従来からの集落への定住は敬遠されがちとのご意見でございました。

また、現状は、まさに現状は、地価の急落が著しいために新規に宅地開発を行うには、従来の朝日村の皆さんの土地の売買実例では、取り引きは不可能になってきております。これらの地価はまだまだ下落すると予測しておりまして、なかなか不動産業者の皆さんがこの村内での商取引に至っていないようでございます。

そこで、新年度は住宅地開発を含めまして、私は村内産材のいわゆる村内の木材を使う、村内産材を利用した新築住宅等について、新しい視点で対応を今年度、新年度、平成24年度には研究、検討してまいり所存でございます。

なお、従来、村が取り組んでおります人口増対策の実態を申し上げますと、まず横出ヶ崎の宅地分譲につきましては、平成14年度から開始しまして、22年度までの9年間を経まして、ようやく完売したところでございます。

また、昨年度から取り組みました空き家バンクでございます。利用者の世帯主年齢を見ますと、現在までに2カ年で9世帯が転入をしてございます。このうち若い30代以下の世帯が

4世帯、40代、50代が各1世帯ということになっておりまして、このことを考えますと、PR方法によっては、十分空き家バンクにも若い皆さんがご理解いただいて入居できるのではないかという希望を持っております。

そして、次に、過日ご一緒させていただきました行政視察で神奈川県清川村のいわゆる村内の皆さんが住宅を建て、村に担保をさせて貸家をするというものでございますが、これにつきましては、先ほど申し上げましたように新年度に新しい住宅を建てる、それで村内産材をどうご利用いただくかを含めた新年度の研究、検討の中で一緒に検討させていただくという予定でございます。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 塩原議員、再質問ありますか。

塩原議員。

〔10番 塩原正由君登壇〕

○10番（塩原正由君） ただいまの村長の説明で前向きな検討ということで、人口増対策ということで、いろいろの施策をしていますが、私としてはこういうことを思い切った施策で取り組まないとなかなか人口増にはつながらないという観点から、この問題を取り上げたわけですが、先ほどちょっと落としたっていうか、借上型住宅の金額ということについて、村もあんまり行政が月10万円で15年というと、1,800万っていうような莫大な金額になってくるわけです。実はこここのところが私、この間の研修ではわからなくて、昨日、ちょっとそこへ直接清川村へ電話しまして、この内容をちょっと聞かないとわからないものですから、これはあくまで先ほど申し上げたとおり清川村でやってることですが、先ほど申し上げたように月10万なら15年というと1,800万になるわけですね。それから、今度逆に家賃として払っていく事業者、個人は所得にも応じると先ほど申し上げたが、月5万でいった場合は15年間、年間60万円で15掛ければ900万、あるいは7万でいった場合は年間84万、15年掛けると1,260万と、村が買ってる10万円で買い上げてる金額とのかなりの差が出ます。あくまで先ほどちょっと落としましたが、15年過ぎるとこれはもう返還して、個人に戻すというやり方ですので、この金がじゃかなり村負担になるじゃないかということを私は向こうへ昨日かけたわけです。

よく説明してもらって、これをよく読むとわかったんですが、わからないものですから、この残ったっていいですか、その差額ですね、これは基金として基金をつくって、その借上住宅の基金をつくって、その基金のほうへ入れておくと、長い年月ですからどういうことが

あるかわからないと、そういうことだということで、やっこの内容がわかったので、それをあえて、今、追加で言うわけですが、そんなことでぜひこんなことを考えて、よそはよそでそういった先ほど斉藤議員の言うとおりに、いろいろの施策をやっていますので、そんなことで何とかやっていけたらと、そのようにお願いをして2番目の質問は、これで終わります。

○議長（上條俊策君） 塩原議員の2問目の質問は終わりました。

3問目の質問をどうぞ。

塩原議員。

〔10番 塩原正由君登壇〕

○10番（塩原正由君） 3問目は過去にも私もこの問題をやったし、地元の中村議員もこの問題をやってきた問題ですが、西洗馬中組バイパスの進捗状況ということで、あえて再度お聞きをするわけですが、愛ビタミン道路の開通によって車両交通量が増加して、西洗馬区は道の両側に住宅が密集して幅員が狭く、カーブが連続しているためこれまで以上に車の車両がふえてるので、事故が起こりやすいということは、これはもうある程度今までもやってますし、行政もこういうことはわかってると思うんですが、特に、高齢者の方が用事をしたり、ちょっと見受けるんですが、手押し車っていいですか、そういうので歩いているし、保育園児も、今はほとんど車で送ってるけれども、歩かしたほうがいいかっていう家庭は連れてたりしています。それから、学校、小学校の児童の登下校にも非常に危険な状態になってるわけで、たまたま行政と議会が東筑摩郡議員大会においても、この問題を村民の安全安心で暮らしを守るために県側に再三再四議会としても、この問題を提案してきてるところであります。

いずれにしても、そういうことをやってはきていますが、要望していますが、いまだに仮の測量は終わってますが、どういうことになるかという、その着工がわからないということで、そこで、東筑議員大会議長会ですね、各自治体からの提案が県側へ陳情した折に県の担当者、この担当者っていうのがどなたかちょっとわかりません。土木のほうかわかりませんが、その方の言うには、24年度には一部着工に入るのじゃないかということをお聞きしたということで、私もそれを聞いていますので、今後これの進捗状況については、非常に東日本大震災とかいろいろでもって、国としても県としてもお金が要るわけですが、そういうことの絡みである程度遅れるかなと予測はしますが、これについて現状の進捗状況をお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

塩原課長。

〔産業振興課長 塩原忠男君登壇〕

○産業振興課長（塩原忠男君） それでは、塩原議員の中組バイパスの進捗状況について、お答えをさせていただきます。

この件につきましては、今定例会の冒頭、村長の提案説明において報告をさせていただきました。現在におきましても、そのときの状況と内容は変わらない状況でございます。当初の計画ですと、この時期、ルート案が県より提示される予定でございましたが、現在県の内部で調整中でありまして、まだルート案が示されていないのが現状でございます。今しばらく時間がかかるようであります。今後につきましては、ルート案が県より示されましたら、地元説明会を開催し、なるべく早い時期に取りまとめができるよう地元調整を図っていく考えでございます。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 塩原議員。

〔10番 塩原正由君登壇〕

○10番（塩原正由君） ただいま課長の答弁で何回もこれはやっていますから、ある程度私もわかってるんですが、たまたまこういうことで聞いたっていうのは、地元の村長の出前村政の中でも、調査は研究検討に入ってきてるが、西洗馬の場合ですけれども、各集会所とか、そういうものが各地区あるんですが、やはりああいう大きい施設がいざというときの避難場所がないという意見が出ましたので、あえて私はこれを聞いて、今現状はそういうことだということでもよくわかりましたが、一番は第5分団のポンプを置く置き場、詰め所ですね、これは耐震ゼロどころじゃない、マイナス、それにそこへ附属して、今、公民館がここにあるわけですが、この公民館も、現時点では訓練でも避難場所としては使えない状態になってるわけです。これはある程度、西洗馬の問題、公民館の場合はね、ということですが、ポンプ車を買っていただいてもちょっと私なりに過去ちょっと消防もやらせてもらったので、心配になるんですが、せっかく新しい機械、ポンプを買ってもらって、もし大きな災害、地震が来た場合はどうなるかなと、個人的にはそんなように思っていたわけでありまして。

そういうことで、一西洗馬の区民としては、これを道路の現状探しても、まだ20年前はこういう話が出てますから、これがあかないとこの仕事が、私もそう思ってるけど、各区民の皆様も思っておると思うんですが、そういう道があくっていうやさきだから、できたらそれが早くできて、その屯所とそれから公民館っていうものをそこへ移転したらどうかっていう、これは私は区長さんでもないし、言うわけですが、そういう住民から話を聞く中の話を今し

てるわけですが、そういうことがありますので、行政の理事者、村長さんにおかれましても、何とか機会あるごとに県に強く要請していただいて、1日でも早くこのバイパスがあいて、西洗馬の先ほど申し上げた公民館とか屯所、これが何とか1日でも早くできますように私は思ってるものですから、ぜひそんなことを強くお願い申し上げまして、この問題はこれで終わります。

以上で私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（上條俊策君） これで塩原正由君の一般質問は終わりました。

---

#### ◇ 中 村 賢 郎 君

○議長（上條俊策君） 次に、1番、中村賢郎君。

中村議員。

〔1番 中村賢郎君登壇〕

○1番（中村賢郎君） 1番の中村でございます。

すみません、質問の前に一言だけ訂正をさせていただければと思いますが、1枚目の2行目の実証運行のところの実証運行というふう間違ってますので、実証に直していただければ幸いです。

それでは、地域公共交通確保維持改善事業についてお尋ねをしたいと思います。

約3年にわたり実施されてきました地域公共交通活性化再生総合事業による実証運行もこの3月で終了し、4月より地域公共交通確保維持改善事業として本格運行を開始することとなっております。地域の交通手段の確保という大きな課題については、全く変更はないと考えておりますが、そのシステムの内容については変更が見られますので、確認をさせていただきます。

まず、現在の実証運行については、事業主体が地域公共交通協議会にあり、補助金を初めとし、事業全体の管理をされてきました。今回の制度の変更によれば、国と各事業者、朝日の場合はデマンドタクシーとバスの関係になりますが、との間での直接の補助金申請と補助金交付となってきていますが、地域公共交通協議会としての今後の機能については、どのようになるのか、まずお尋ねをします。

次に、平成24年度のバス対策総務費についてお尋ねをします。予算案では2,920万余りが

計上されております。実証運行中のバスとデマンドタクシーの運行委託費と料金収入を見ますと、おおむね妥当な金額だと思っておりますが、今回の制度では運行費用にかかわる部分で事業者に国より直接交付される補助金が最大22.5%と規制をされております。その残りの部分が各事業者さんより村に請求が出されるということになると思っておりますが、制度の移行期ですので、多少ずれはあると思っておりますが、その予算について少しお考えをお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

柳沢総務課長。

〔総務課長兼会計管理者 柳沢正喜君登壇〕

○総務課長兼会計管理者（柳沢正喜君） それでは、中村賢郎議員の1問目の質問にお答えをいたします。

まず、新しい事業の関係で地域公共交通協議会の機能はどうなるかということの質問でございますが、これは、今、議員おっしゃるように新しい制度では運行事業者、これは村が運行委託をする事業者でございますが、事業主体となって運行するというところでございますが、これには地域公共交通協議会、これがまた新たに3年ごとに、公共交通に関する計画、これは国で言いますと朝日村生活交通ネットワーク計画というような名称になるわけでございますが、それを作成して、それに基づく運行をしなくちゃならないということになるわけでございます。地域公共交通協議会というのは法定協議会でございますので、国の認めている協議会でございます。それで、この地域公共協議会の機能としては、まずこの計画を策定しなくちゃならない、その際には関係者との議論をしたり調整をして、合意を得るということになりますので、予算等は持ちませんが、この計画を立ててそれに基づいて実行していくというのが基本でございます。

それから新制度の考え方というか、それとその予算との絡みでございますけど、4月からは先ほど申しあげましたように使用料、運賃につきましては事業者の収入に入ります。それから国の補助金も直接事業者に入ることになってございまして、そういった補助金関係の申請も事業者が行うという、そういう結果になりますね。これによりまして、村ではその運行経費、運行費用から事業者が受け取る国の補助金と運行収入を差し引いた分を不足分ということになると思うんですが、事業者に補助金として交付をするという、ちょっとややこしいんですが、そんな形になるわけでございます。

それで、平成24年度の当初予算につきましては、村営バス広丘線とデマンドタクシーの運行費用の見込みでございますが、これは23年度とほぼ同額の3,152万円を見込んでおります。それから運行収入の見込みも同じように250万円を見込んでおまして、それを差し引きますと2,902万円、それにプラス事務費等を入れて2,920万円というような形になるわけでございます。そんなことでございますけれど、本来であれば、この事業者が受け取る国の補助金分を入れて、それを差し引くという形にはなるんですけれど、過日の協議会でも国のほうから見えてる担当の方も申し上げておりましたけど、なかなかこの制度がまだ固まってない部分がございますし、非常に使いにくい制度であるというようなことで、この予算では見込めないというか、ちょっと読めない部分がございますので、今回の予算ではこの補助金分については、見込んでないということでございます。

ただし、制度上は先ほど議員がおっしゃったように補助対象経費の最大22.5%というのがございます。しかし、これもちょっとまだはっきりわからない部分がございます。あと国の基準単価と市町村の人口で算定した額、その額のいずれか少ないほうの金額というようなことを言っておりますので、その部分で読めない部分があるかということと、さらに、この補助事業の適用期間というのがございまして、今までは年度ごと、4月から3月というのが一つの区切りでございますが、24年度からはこれは事業者向けということになるろうかと思っておりますが、我々の年度で言えば途中の10月から9月の事業期間になるということになっております。

したがって、今年度の補助金は4月から9月分の半月分しか見込めないという形にはなりません。そんなわけで、非常に事務的にはやりにくい制度に変わってきているということは事実でございます。村としては今後6月末までにこの国の補助金のこの事業に基づいた申請をしていくという、それから協議をしていくという予定でございます。関係の事業者との事務連絡を密にとりながら、それを行っていく予定でございますが、ちょっと読めないということございまして、予算計上は先ほど申し上げましたように2,920万というような予算を計上してございますけど、さらに、今後金額が補助金額が決まってくれば補正によって精査をしていきたいと思っております。

それから、またこれまでと同様に公共交通に関しましては、国の特別交付税の対象になっておりますので、8割が措置をされるということでございますので、今、言った手続をする中で最終的に村の負担分の8割分については、特別交付税の措置をしていくと、そういう予定でございます。そんなことで、24年度のこの公共交通に関する予算については、一部未定

な部分がまだありますし、制度上、今後国と詰めていって、また、わかり次第精査をしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 中村議員、再質問ありますか。

中村議員。

〔1番 中村賢郎君登壇〕

○1番（中村賢郎君） 後でお聞きしようと思った部分まで課長のほうが先に返答を言ってますので、状況はそんなことだと思うんですね。ただ、私がここで予算上の絡みでどうかと申し上げたのは、今、課長のほうから説明があったとおり年度が変わると、そうすると私の解釈だとこの4月1日から9月30日まで、これが1つのクールでサイクルで考えると、ことしの24年度の中で事業者さんに村が支払う分は、その半年分だけになるんじゃないかと。そうするとあと10月1日から来年の25年9月30日分が1年と、こういう考え方じゃないわけですか。そうすると2,900万当然いかないわけですよ、半年分だから、だから、予算上で残るのは一向に構わないけど、多過ぎはしないかということをお願いいたします。

○議長（上條俊策君） 当局の答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長兼会計管理者 柳沢正喜君登壇〕

○総務課長兼会計管理者（柳沢正喜君） まず4月から9月分というのは国のこの事業としての補助金額が、その分しかこれは事業者には恐らく交付されないということですね。村としては、運行事業者に1年間、村の会計年度で言えば4月から来年の3月分の運行に関する経費について委託をし契約をするわけですね。契約をする中でその費用について収入だとか、国の補助金分を差し引いた部分を村が補てんというか、補助金として出すという形でございます。そういう形でしないと事業者は1年間分、3月までの分のうち9月分だけの経費分が村から支払われただけでは、あとの半年分は自分の持ち出しでしばらく運行しなくちゃいけないということになりますので、それはできませんので、村は会計年度4月から3月までの24年度分の経費はきちんとお支払いをするということです。でないと、国の補助金はさっき言った制度が変わったもんですから、半年分しか来ないんですが、それはそれとして4月から3月分については補助金として運行経費、使った分についてはペイをしていくという形にしたいと思っておりますので、でないと運行経費は今度25年度分ですかね、25年度分は国はきっと10月から今度9月分まで1年間分は支払うと言えらると思うんですが、そのちょうど過渡

期にありますので、そんな形で処理をさせていただきたいと思っております。

○議長（上條俊策君） 中村議員、再質問ありますか。

中村議員。

〔1番 中村賢郎君登壇〕

○1番（中村賢郎君） この前、先月、公共交通協議会があって、その中に幾つかのスケジュールの変更についても説明文書がありましたね。これはどうやって読んでみても、現実的には23年度については移行期であると、だから締めの変更とかいう部分についても過去からやってる分については1年でいいと。24年についてはもう移行しなさいと、こういうふうに見えるんだけど、ということは24年度は先ほど確かに1年に一遍支払うとすれば、今までの3月末締めで1年間にしてたときは、恐らくそれは3月前に払うのではなくて締めてから払ってると思うんですね、例えば5月ごろまでに事業者さんに払ってると。今度は9月30日で締めなさいと、それ移行の10月1日移行は10月1日から1年が始まるという解釈だから、9月30日までの分を25年の例えば11月ぐらいに支払っていけという、そうしないといつまでたっても年度があってこないと、こういうことじゃないんですか。

○議長（上條俊策君） 総務課長。

〔総務課長兼会計管理者 柳沢正喜君登壇〕

○総務課長兼会計管理者（柳沢正喜君） 今回、予算計上は4月から3月分という形での計上をさせていただきました。それで、今の国の制度が変わる、確かに移行する期間中のございますので、この前も担当官の方はちょっとこの制度が余りよくないというようなことを言っておりましたし、その辺のところもまだおかしな部分があるので、村でもとりあえず1年分計上してございますので、それがはっきりしたところでまた精査をさせていただいてという形にしたいと思っております。いずれにしても、支払う金額は同じっていうことになりますので、そんなことでよろしく願います。

○議長（上條俊策君） 中村議員。

〔1番 中村賢郎君登壇〕

○1番（中村賢郎君） さっき協議会のことでちょっと話が出たんですが、これも、村側で協議会で作ってくれたものがありまして、さっき課長が言われたとおり公共交通協議会が承認した村の生活交通ネットワーク計画に基づいた事業であるというふうに明記がされてますので、24年移行については、それは確かなんですけど、ただこの図式化したものがありまして、その中で図式の中に協議会が出てこない、要するに協議会の役割分担というのがどこにある

のか明確になってないと思うんだけど、その辺はどうなんですか。

○議長（上條俊策君） 総務課長。

〔総務課長兼会計管理者 柳沢正喜君登壇〕

○総務課長兼会計管理者（柳沢正喜君） たしか協議会でお示した図は、協議会という名前がそこになかったように私も記憶はしておりますが、基本的には国の進める公共交通の関係のその母体となるのは、各自治体などで作ってる法定協議会、これが村では公共協議会、それが位置づけをされてます。これは、もちろん国に認められてる協議会でございますので、公共交通に関するいろんな課題だとか、そういった解決をしたり、国の補助事業を取り組むときに必ずその協議会というものの母体が一つの計画なりを持っていかなくてはいけないというふうに定められるのは、これは3年間やってきた実証運行の中でも示されておりまして、それが基本になってるわけございまして、今回、その図式の中に載ってはいませんが、その協議会は予算を持たないものですから、協議会の中できちんと議論したり調整したり、合意を得なさいよということと言われておりますので、それを受けてという形になりますので、そんなことでご理解をしていただければありがたいなと思います。

○議長（上條俊策君） 中村議員。

〔1番 中村賢郎君登壇〕

○1番（中村賢郎君） 最後に、先般利用状況等について報告がありまして、検証結果があって、しかもそれに基づいて新聞等でもまとめたものが載っていると。それで、非常に状況はいいんだという状況にあるわけですね。ただ、これの主事業というのは、ご案内のとおり簡単に言えば3,000万ぐらいかけて300万ぐらいの収入を取るという、そんなことでこれからも恐らく推移がしていくんだろうという事業である、ただ、そのために今回の村の事業の主要事業ということで見ると交通不便者という書き方をしてるようですが、そういう人たちの足を確保するということの事業ですから、それは当然費用がかかってもしかるべき一つの考え方だと思いますが、ただ、その中でアンケートの調査結果の中に広丘線の高校生についてちょっと述べられたところがあって、運賃とか、それから路線、時刻、情報提供、車両、総合評価、それぞれに結果が出てるんですけど、全般的に満足度がスタートより下がっていると。この見方はまたきょうやるつもりはありませんけど、私が申し上げたいのは、かなり細かな調査結果が現実が上がってきて、これが多分公共交通協議会の中の予算でいけば100万近く99万8,000円だか何か盛ってある、これが委託費として、その結果がこれだろうというふうに思うわけですけど、今後利用者の意向だとか、それから利用状況だとか、そういうものと

いう調査、こういうものについては、どんなふうに関後については考えてらっしゃるのかお聞きしたいと思います。

○議長（上條俊策君） 総務課長。

〔総務課長兼会計管理者 柳沢正喜君登壇〕

○総務課長兼会計管理者（柳沢正喜君） 今までも毎年利用者の声を聞くためにそれぞれの関係のところ、あるいは実際に車両に乗って意見を聞いてまいりました。これは3年間の実証運行の中でももちろんやってきましたけれど、これからも今度は新しい計画を3年間つくりますが、その中でも毎年この協議会を開いていく予定でございますので、その中でやはりきちんと満足度も含めて声を聞いて改善するものは改善していかなくちゃいけないと思っておりますので、そういった調査については継続をしていく、そういう予定でございます。

○1番（中村賢郎君） わかりました。今の件はこれで終わります。

○議長（上條俊策君） 中村議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

〔1番 中村賢郎君登壇〕

○1番（中村賢郎君） 2番として、指定管理者の指定についてということでお尋ねをしたいと思います。

今回の議案の中に緑の体験館、屋外調理施設、緑のコロシアム、野俣沢林間キャンプ場について指定管理者を指定する旨の議案がありますが、その件についてお尋ねをします。

今回の件については、現在の指定管理の期間が平成24年3月末日で終了するため、改めて平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間の指定管理者を指定するとの議案ですが、本来指定管理者を導入するに当たっては、公募することが原則だと考えますが、お考えをお聞きします。

また、継続することがその施設の活用にとっても、また、地域活性化に必要不可欠と考えられる場合でも、あらかじめ協議や説明の場が必要だと思いますが、お考えをお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

塩原産業振興課長。

〔産業振興課長 塩原忠男君登壇〕

○産業振興課長（塩原忠男君） それでは、中村議員の指定管理の指定について、初めになぜ

公募をしなかったかというご質問についてお答えをいたします。

今回の更新時期を迎えております緑の体験館、屋外調理施設、緑のコロシアム、野俣沢林間キャンプ場は、現在、佐久平尾山開発株式会社が指定管理者として施設の管理運営を行っております。この佐久平尾山開発株式会社はスキー場の指定管理者であります檜山スノーテックと系列会社でございまして、スキー場からキャンプ場までの施設を一体のエリアとして双方の会社によりまして、総合的な運営が図られております。近年その効果もあらわれてきていることからして、施設ごとの指定管理者を設定することは運営上ふさわしくないと考えております。

また、村は指定管理料を支払わないこともありまして、前回の公募でも現指定管理者の佐久平尾山開発株式会社1社しか応募がございませんでした。このほか指定管理期間も1年だけということがございます。今回は檜山グループに引き続き施設の指定管理を行わせることが適切であると考え、公募によらない随意指定の進めてるところでございます。議員申されますように指定管理は公募が原則ではございます。村では今回のように指定先が限定してしまうような場合につきましては、朝日村公の施設の指定管理者随意指定取扱基準に沿って指定業者を選定していく考えでございます。

なお、公募以外の手続につきましては、これまでの指定管理の手続と同じでございます。朝日村公の施設指定管理者選定委員会で候補者を審査し、その選定された候補者を議会にお諮りをするものでございます。議会で承認が得られたところで正式に村が指定管理者を指定するものでございます。

なお、今議会中に候補者について、その内容の説明を行う予定でございます。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 再質問ございますか。

中村議員。

〔1番 中村賢郎君登壇〕

○1番（中村賢郎君） 指定管理者選定委員会、これは内部の委員会ですよね。それで、例えば観光レクリエーションの施設等については、村にも今のおっしゃってる選任委員会だけではなくて、施設管理運営審議会というのがあるはずで、去年はスキー場の降雪機の更新を認めていただくために集まっていたいて、その方たちに状況を説明してあるはず、当然ほとんどの場合が今指定管理になってるわけですから、これからも例えばスキー場も来年度までもう1年ですね、丸々1年、だから今回の件とまた来年の今時分同じようなことになるん

だろうと思うけども、そういうところに対して、そういう結果報告というのもいいけども、あらかじめ事前に説明をしたり、ご意見を伺うというのが必要があるんじゃないかというふうに私は思います。

その件が1つと、それから、今回恐らくこれはあくまで私の想定ですけども、全く内容を変えずに日付だけ変える、この議会で承認をもらえば急遽日付を入れないと空白が出てるととまってしまうので、恐らく協定書に日付だけ入れると、こういうことなんだろうけど、本来でいけば、更新期に当たって今後どうするかという話は、どういうふうにそれを協定書の中にまとめるかは別として、例えば緑の体験館なんかあれは2年前ぐらいだったと思うけど、現実に全員協議会等で話題に出て資料も出たり希望も出てるわけですよ。そのときは予算だとかいろんな問題でそのままになって少し中止にしたわけじゃないけど、棚上げみたいな形になってるんだと思うけど、そういうようなものっていうのは、今回更新するに当たって、特に議論をするとか、内容を変更するとかっていうところはなかったんですか。

○議長（上條俊策君） 当局の答弁を求めます。

塩原課長。

〔産業振興課長 塩原忠男君登壇〕

○産業振興課長（塩原忠男君） まず観光施設管理運営委員会でございますが、毎年、観光施設の状況の集計ができたところで会議を開かせていただいて、その状況等を説明をさせていただいております。まだ集計等がまとまっていないものですから、4月以降に開催を予定しております。

また、指定管理の内容、協定書の内容につきましては、ことし1年につきましては、昨年の延長というような形でいきたいと思っております。

なお、スキー場が来年更新になります。あわせて、すべての指定管理につきましては、この24年度の中で内容を検討して協定書の締結につなげたい、そんな考えでございます。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 再質問ありますか。

中村議員。

〔1番 中村賢郎君登壇〕

○1番（中村賢郎君） 最後ですが、正直言えば大きなところから言えば、味の体験館、先ほどもちょっと話が出てたようですが、それからスキー場のことも、あした追加議案で提出が出るということだったのであえて外しましたけども、現実には、これは全く要望としてお

聞きをいただければと思いますが、重要な事案に対しては、できましたら議会が始まる前に、例えば一般質問等に繰り入れることができるようなところに提案をしていただきたいというふうをお願いをして、私のきょうの質問を終わります。

以上です。

○議長（上條俊策君） これで中村賢郎君の一般質問は終わりました。

---

◇ 武 田 栄 市 君

○議長（上條俊策君） 次に、2番、武田栄市君。

武田議員。

〔2番 武田栄市君登壇〕

○2番（武田栄市君） 2番、武田栄市です。

私は今回は2つのことにつきまして、質問をさせていただきます。

まず最初ですが、鉢盛山登山についてということでございます。鉢盛山林道は平成18年7月の豪雨によりまして、表層崩れが発生し岳沢橋から登山口までの間の一部が崩落の危険があり、通行ができなくなっているという状況であります。これに対しましては、さまざまな対策が検討されたわけなんですけど、これは2010年7月16日に全員協議会で出された鉢盛山林道変位観測中間報告書というのが出てるんですけど、それは平成21年度から朝日村と松本地方事務所林務課、それから信州大学理学部地質学科の三者によって動態観測というのが行われてまいりました。内容はいろいろ細かい内容になってるんですけど、大きくは3つでありまして、GPSによる衛星による観測、それから目視による定点観測、踏査による調査というこの3つが行われまして、その結果、変異が観測されてるということでありまして、また、岳沢の北西側は崩壊は非常に多く拡大してるという状況であります。そういった状況から、結論として変形が徐々に進行してるということでありまして、経年的形状的に林道のブロック積み擁壁が徐々に変形していくように見られ、地滑りによるものの変形によく似てるということでありまして。これは復旧工事ということになるわけですが、なかなか地盤が安定してなくて上部のほうの工事をやれば、上部から崩れが生ずるということで、復旧工事は現時点では無理という結論が出されておるわけでありまして。

そうした中で、今年度このルートはだめだということで、別ルートでの登山道の開発が進

められるということで新ルートの開通を私は強く願っているわけであります。こんな状況でありますので、小学校の6年生が鉢盛登山をやってきておったんですが、5年余りにわたって中断をしてきてるということであります。朝日村を象徴する鉢盛山の頂上をきわめるということは、非常に子供たちにとっても、また親にとっても村を知るといふ、村の自然を知るといふことにおいては、非常に大事なことだといふふうに思うわけでありますが、そしてまた、鎖川の源流を走ってる山であるということでありますが、こういったことで頂上を極めることができないと、自然を見ることができないということは非常に残念でありますが、こういった状況が続いておりますので、松本市の波田ルートを使って登山をするということが考えられないものかどうかということについてお聞きしたいと思っております。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

高山教育次長。

〔教育次長 高山義教君登壇〕

○教育次長（高山義教君） 武田議員の小学生の鉢盛山登山についてのご質問にお答えいたします。

小学校6年生の鉢盛山登山は、平成18年7月14日に行われて、それが最後ということになっております。その直後であります、平成18年7月豪雨災害がございました。村内でも山腹崩壊や道路の決壊など26カ所、1億6,000万ほどの被害が出ているというふうに広報あさひむら等でも公表がされました。その後、野俣の災害調査によりまして、これらの災害のほかにもきょうご質問の鉢盛山の岳沢橋から先の林道に関して、擁壁の亀裂や段差が確認されておりまして、崩落の危険があるとされ通行不能となっていたために小学生登山、この翌年ですね、19年の登山を中止して、代わりに急遽美ヶ原高原への登山に変更して実施した経過がございます。以来、本年度までご質問にもありまして5年間野俣川林道が通行どめの状態が続いておりまして、鉢盛山登山は実施されておられません。

ご質問の朝日村ルート以外からの鉢盛山登山の検討はどうかとのことではございますが、小学生が行う村の象徴としての鉢盛山登山につきましては、朝日村から登ることが大切であり意義があることと考えております。したがって、当教育委員会及び小学校のほうにもお聞きをしましたが、今のところあえて朝日村ルート以外から登山を行う計画はございません。

なお、岳沢の登山口以外で朝日村からの別のルートが今後開拓され、十分にその安全が確認できれば、小学生の登山の再開を考えたいと思っております。ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 武田議員、再質問ありますか。

武田議員。

〔2番 武田栄市君登壇〕

○2番（武田栄市君） 確かに朝日村から登るということに非常に意義があるということは、私もよくわかります。私も登ったときに頂上に登っていく登山道の原生林、そこにあるドウダンツツジ、見たこともないようなすばらしいドウダンツツジが、私が行ったときには咲いて花が散るところでありました。ああいった自然を見るということは非常に私は重要なことだというふうに、意義があることだというふうに思っております。

しかしながら、新しいルートができれば問題ないわけですが、その間がどのくらいかかるのかと、この中間報告によるとなかなか工事をやるということは無理だと、新しいルートで開発されれば、確かにそれにこしたことはないんですが、それが何年かかるかわからないということになりますと、登る道は違っても鉢盛山の頂上に立つということも、私は必要じゃないかというふうに思います。松本のほうから見れば鉢盛山ははっきりわかりまして、そのふもとの村でありますから、そのふもとの村の子供たちがこの山の頂上に立ったことがないということは、ちょっとまことに残念だというふうに私は思っておりますので、別ルートで安全が確保されるならば、そちらのほうについても、これは今すぐというわけじゃない、来年から今年からというわけじゃなくて、おいおい長引くということになれば、そういうことも考えていく必要があるんじゃないかということでもあります。それは私の意見っていうか、要望でもありますけれども、そんなことでこの質問は終わりにしたいと思います。

○議長（上條俊策君） 武田議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

武田議員。

〔2番 武田栄市君登壇〕

○2番（武田栄市君） 2問目ですが、これは農業問題で、私は引き続いて農業問題をやっておりまして、農地ホスピタル朝日の経営基盤の強化についてということでもあります。

朝日村の農業も、高齢化や後継者難で今後農家数は急速に減少していくということが予想されるわけでありまして。これは、朝日に限らず日本全国すべてであります。こうした状況に対して、規模の拡大、あるいは農業法人化、家族経営じゃなくて法人化によって経営の改善をしていくということが求められてくるわけでありまして、こうした中で、有限会社の農地ホスピタル朝日の果たしている役割は非常に大きなものがあると。平成17年に発足したわ

けですが、それ以後今日までレタスの根腐れ病圃場のクリーン化、あるいは農地余り、遊休農地化をしないということで受け入れてきたということで大きい役割は果たしてきていると思います。

現在は、条件の悪い田畑も受け入れて耕作をしてきているということで、こうしたことから、作業効率というものは非常に悪いということを聞いております。そういったことで経営的には非常に厳しいと。当初出た赤字の解消には至ってないと。聞くところによると400万ほどまだ残ってるということであります。そうした中で多くの雇用を生み出してるということで、今、臨時の方も含めると、私が聞いたのは12名ということでしたけれども、それ以外にもあるかと思いますが、また、新規就農者を受け入れて将来の農業の担い手の育成も行ってるといふことであります。平成17年発足当時、6ヘクタールということであったわけですが、去年は18ヘクタールへと経営規模を拡大してきてると。なお、ことしは20ヘクタールぐらいになりそうだといいことであります。

そうしたことで、その組織体制というか、運営体制というか、財政基盤の強化が必要になってきているということをお聞きしております。そういうことからすれば、今まで6ヘクタールやってたときとその3倍もある状況とでは、私はいろいろと変わってきてると、当初のような形でいつまでもやっていくことはできないだろうと、担当の方のお話を聞いてそういうふうにお聞きしておりますし、経営してる担当者というか、農協の方もそういうことで、経営を変えていかなきゃいけないということをお聞きしました。

そこで、村として職員の派遣、臨時職員ですが、あるいは出資金の増額などです。このほかにもいろいろの形はあると思うんですが、支援を検討することができないかということをお聞きしたいということでもあります。農地の保全ということで、非常に大きな役割を果たしているということは、これは皆さんが認めていることであって、これから高齢化、後継者難ということになれば、さらに多くの農地余りが出てくると、それを引き受けてやっていくには、ここら辺でやはりちょっと体制を立て直して、立て直すっていうのはおかしいんですが、今、順調にやってるといふことですから、そういったことで経営を強化していくということでもあります。そういった支援策について、何らかのうまい考えがないかということでもあります。私も農業公社をつくらどうかということでも来たんですが、考えてみますと、既にこういった立派な体制でやっている有限会社っていうか、農業法人がありますので、これをしっかりと村としてもつくっていくということが、私は必要ではないかと思いますが、そういうことでお聞きしたいと思っております。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

塩原産業振興課長。

〔産業振興課長 塩原忠男君登壇〕

○産業振興課長（塩原忠男君） それでは、武田議員の農地ホスピタル朝日の経営基盤の強化についてお答えをさせていただきます。

農地ホスピタル朝日につきましては、農協、村、全農が出資しまして、平成17年に設立しております。先ほど武田議員も申されたとおり、当初は連作障害の農地のクリーン化が目的でスタートしておりますが、現在は規模縮小農家の農地の受け入れ先として、そのウエートが高まってきております。

また、新規就農者の研修の場として大きな役目を担っておりまして、村にはなくてはならない組織でございます。経営は確かに楽とは言えませんが、ここ3年間の収支は黒字になっておりまして、当初の累積赤字も徐々にではありますが、減らしてきていることができてきております。今年度につきましても、黒字の収支が見込まれると聞いております。

また、昨年からは全農の委託を受けまして、リンゴの新しい化の苗の育成を手がけるなど新しい事業の取り組みも見られております。あわせて研修生のためのレタスの栽培もできるようになったというふう聞いておりまして、経営の安定化につきましては、徐々にではございますが進みつつあるというふうに見ております。このような状況でございますので、村としますと、今現在におきましては職員の派遣、また出資の増資は必要ないというふうと考えております。

なお、ホスピタル朝日の担当からは、野菜の定植機やリンゴの苗を掘る機械等作業効率を図るために機械を購入等計画をしたいということでございます。村としますと具体的な計画ができれば、県、農協、また村等で補助事業等の検討を進めたい、そんな考えでございます。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 武田議員。

〔2番 武田栄市君登壇〕

○2番（武田栄市君） 現在のところ確かに順調ってうかね、そういった経営状況だということも、私も聞いておりますが、しかし、これからさらに遊休農地が出ると優良農地を遊休化しては、これは全く大変なことになります。そういったことで、やはりこの経営について、村も出資しておりますから、これをさらに強化していくということについて、やっぱり村としても、研究ってうか、そういった目で見えていただきたいというふうに思っております。

ます。下田社長や専務の上條さんと話したんですが、優良農地は遊休化っていうわけにはいきませんで、これを受け入れてはいくということではありますが、ただ、その基盤整備されていない農地について、このホスピタルで引き受けていくっていうことは、非常に経営っていうか、作業効率も悪いし収支の面でも非常に重荷になるというお話をしておりました。やはり基盤整備のところは、これはもちろんであります、そういった面積の少ない形が整っていないところについては、これはホスピタルということじゃなくて、やはり別の形で遊休農地をなくしていくっていうことで考えていかないと、私はなかなか難しいんじゃないかと、田んぼや何かを引き受けると喜ばれるということなんです、作業効率は非常に落ちると、野菜の植えつけや何かのときに田植えしたり、田んぼをいじらなきゃいけないということで、そしてまたなかなか収支的にも米をつくったんじゃあわないというようなお話がありました。そういうことも含めて、総じて言えば遊休農地をなくすっていうことなんです、そういった条件の悪いところについては、やはり村としても何らかの形で考えていかないと、ホスピタルでは持ちきれないということじゃないかと思えます。そういったことで、ホスピタルの経営基盤の強化ということについて、村としてもぜひ力を入れていただきたいということでもあります。

農業委員会の農業に関する建議書ですが、あの中にホスピタルの事業拡大と活性化を図ってもらいたいという1項目がありまして、そんなことも含めて事業拡大は、それは確かに必要です。基盤整備されたかん水施設の整備された農地は、これは草や何か生やしておくっていうわけにはいかないと思えます。こういうのは、ぜひ何とかそれはホスピタルで作付をしていてもらいたいということではありますが、そんなことでもし何か今私の申したことにつて、役場のほうで何かあればお聞きして、できればと思えます、なければこれで終わりにしますけど。

○議長（上條俊策君） 塩原課長。

〔産業振興課長 塩原忠男君登壇〕

○産業振興課長（塩原忠男君） 最後のほうでホスピタルの事業拡大という関係でございますが、村とすれば、いつも武田議員が申されている公社の考えの中に労働力の派遣等、そういう部分でも少し拡大が図っていただければいいかなというふうに村のほうは思っております。そういう役目を担っていただけるような組織づくりを希望しているということでもあります。

あと、基盤整備以外の農地につきましては、営農支援センターのほうで検討はしていきますが、やはり農協が今ちょうどいろいろ進めている少し儲かる、ああいうところでも儲かる

ようなそういう開発、新種を研究されることが一番近道かなというふうに感じておりますし、村も鳥獣被害の中で鳥獣が出ないように、そんな対策をしているということでございます。

以上でございます。

○2番（武田栄市君） 終わります。

○議長（上條俊策君） それでは、これで武田栄市君の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩をとりたいと思います。14時40分再開ということにします。

休憩 午後 2時25分

再開 午後 2時40分

○議長（上條俊策君） それでは再開いたします。

---

◇ 塩原龍三君

○議長（上條俊策君） 次に、3番、塩原龍三君。

塩原議員。

〔3番 塩原龍三君登壇〕

○3番（塩原龍三君） 3番、塩原龍三です。

私は住民参加型行政の導入について提案いたします。

行政が新しい事業をするとき、今までやっている諮問委員会の域を脱した住民に入ってもらって企画立案から事業完了まで、行政作業を一緒になってもらって進める住民参加型行政の導入を提案いたします。

住民参加型行政については、かれこれ十二、三年前ごろ騒がれ始めました。参考までに、そのころたしか中国地方のある市が図書館だったか美術館だったかを建設する事業に対して、男女合わせて五、六人の住民が企画立案から竣工までの間行政に加わってもらって完成したというドキュメンタリーテレビ番組がNHKで放送されたこともありました。今、控えている庁舎建設事業などは住民に入ってもらって行う住民参加型行政がうってつけの事業だと思います。いかがお考えですか。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 塩原議員の住民参加型ということでございます。しかも現在取り組んでいる役場庁舎の研究検討委員会、まさに住民参加型でとり行っているところでございます。なぜならば、この委員は各地区から各地区の常会で選出された民主的に選出された方が委員として取り仕切っております、しかもその中で委員長あり副委員長をつくってるものであります、今現在、基本構想をお願いしてありますが、これは村の担当者は出せという資料を出してるだけでありますから、まさにこれほど住民参加型はないと。自分の勝手に出てく人が、それが住民参加型というように思ったら私は大きな間違い。なぜならば、大事なことは民主的にいくには、やはりその地域の代表、自分のことだけを通すんじゃない、その地域ごとに地域ごとに研究し合いながら、代表で出ていって一定の枠の中で研究検討していくというものであります。その中に具体的に企画立案からという表現もありました。これはケース・バイ・ケースだというように思ってます。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 塩原議員。

〔3番 塩原龍三君登壇〕

○3番（塩原龍三君） 何か取り越し苦労を村長がしてるような感じもしますけれども、たしか住民参加型行政をやるに対しても、おれがおれがの人はどこも入れないと思うんだよね、民主的に、ごく民主的にものを進める人をまず選んでくると思うんです。それで、確かにそうなんだけれども、実際に住民参加型行政をやるためには、委員会のようにそのとき、必要なときに来てもらってどうですかっていうことじゃなくて、一緒に例えば庁舎建設に対してやろうとする場合、ほとんど企画立案から入ってもらって、10人や20人入ったら仕事になりませんので、行政マンと同じ人数か二、三倍ぐらいの人に入ってもらって、さあいかがしましょうかっていうところから始めていただく。

村長は、今も各地区から出てもらってる、そういうのをやってるよと言うかもしれないけれども、立場が行政と同じ感覚になって進めていくということ。なぜそれをやっていけば、どういうメリットがあるかという、確かに行政マンは国のほうを向いて、国の方針、そういうものから従ってやっていく、それからあとは、わからないことは業者とやるっていう、そういう二面性の中だけでやってるんだけど、住民の中にもいろいろの人がいます。例えば

建設関連に詳しい人もいるとか、そういう人に入ってもらってやっていく。何か今まで、業者におれはだまされてたような状態もある、そういうこともありますので、住民から出てきた今の各地区から出てきてもらってるというスタイルじゃなくて、村長みずからだれに入ってもらおうか、ちゃんときちっと選定して、こいつはちゃんと民主的にやれるやつかな、どうかなっていうことを調べて、それで何人来てもらおう、そういうように進めるのが住民参加型行政、それをやったらどうですかと私は言ってるんです。

○議長（上條俊策君） 中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 塩原議員のご意見を十分理解して、でも、やはりとらえ方で大分違うんですよ。いまひとつ例を言っておきますと、私が就任しまして一番先に取り組みましたのは防災行政無線、つい先日もある村民に言われました。防災行政無線を入れるときに何でこんなときに村長はやるんだと思ってたら、今になってみたら、村長は正解だよっていうのをつい先日も、ある村民に言われました。このときに、このときもですよ、私は何とかの団体さんの課長だけが来てされた、各地区から防災行政無線の研究検討委員会をつくっていただいて、委員から出席していただきました。そのときに私が勉強しましたのは、やはり電気屋さんがおりました。私はその中で議論をして勉強させていただきました。今、村内のAYTの有線放送が私は光ファイバーですべて間に合ってるというように村長になるまでは理解をしてました。とんでもないということをその参加者に言われました。なぜならば幹線から各家庭に引いてる支線は全く従来どおりですから、幹線だけが光ファイバーが通っていても、現実的には利用する人は何にもメリットがないっていうのが、現在の朝日村であります。ということでありまして、まさにそういった意味では、私は基本的にはすべて当初から住民参加型、村民の皆さんの意見を聞くということで、しかも今塩原議員のおっしゃられたように私が選ぶと、人は自分が好きな人だけを選んだという逆効果にもなりますから、この辺の難しさを十分私は今までの経験上勉強しておりますので、やはりケース・バイ・ケースでいきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 塩原議員。

〔3番 塩原龍三君登壇〕

○3番（塩原龍三君） いずれにしても、村長の回答の節々を聞いてますと、要はそういうようにやっていこうというのが端々に見られますので、おおむね理解されたと思いますので、

これで終わります。ありがとうございました。

- 議長（上條俊策君） これで塩原龍三君の一般質問は終わりました  
以上で一般質問はすべて終了しました。
- 

◎議案第22号から議案第27号までの質疑、討論、採決

- 議長（上條俊策君） 引き続きまして、日程第4、議案第22号から議案第27号までの質疑、  
討論、採決を行います。

まず、議案第22号 平成23年度朝日村一般会計補正予算（第8号）についてを議題と  
いたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第22号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

- 議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号 平成23年度朝日村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につ  
いてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第23号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号 平成23年度朝日村介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第24号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号 平成23年度朝日村簡易水道特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第25号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号 平成23年度朝日村下水道特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第26号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号 平成23年度あさひプライムスキー場事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第27号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（上條俊策君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

大変ご苦労さまでございました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 2時54分

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成24年第1回朝日村議会定例会 第3日

議事日程(第3号)

平成24年3月21日(水) 午前9時開議

開議

議事日程の報告

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 諸般の報告
- 第3 常任委員長の報告
- 第4 常任委員長報告の質疑、討論、採決
- 第5 議案第1号から議案第21号及び議案第28号から議案第34号までの質疑、討論、採決

(追加付議事件)

- 第6 議案第35号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 第7 議案第36号 ふるさとの味体験館施設設置条例を廃止する条例について
- 第8 発議第1号 TPP交渉参加断固反対に関する意見書について
- 第9 発議第2号 公的年金2.5%の引下げに反対する意見書について
- 第10 発議第3号 最低賃金法の抜本改正と安定雇用の創出、中小企業支援策の拡充・強化を求める意見書について
- 第11 議案提案説明
- 第12 議案内容説明
- 第13 議案第35号及び議案第36号並びに発議第1号から発議第3号までの質疑、討論、採決
- 第14 閉会中の継続審査及び調査の申し出について

---

出席議員(10名)

1番	中村賢郎君	2番	武田栄市君
3番	塩原龍三君	5番	塩原操君
6番	林邦宏君	7番	三村清君

8番 齊藤勝則君  
10番 塩原正由君

9番 高橋廣美君  
11番 上條俊策君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	中村武雄君	教育長	下田幸子君
総務課長兼 会計管理者	柳沢正喜君	住民福祉課長	上條幸代君
産業振興課長	塩原忠男君	会計課長	筒井貞子君
教育次長	高山義教君	総務課副主幹	上條晴彦君
総務課係長	清沢光寿君		

---

事務局職員出席者

議会事務局長 中村美代子君

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（上條俊策君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（上條俊策君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（上條俊策君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により

5番 塩原 操 君

6番 林 邦 宏 君

を指名いたします。

---

◎諸般の報告

○議長（上條俊策君） 日程第2、諸般の報告を行います。

報道関係者から取材の申し出がありましたので、これを許可しました。

これで諸般の報告を終わります。

---

### ◎常任委員長の報告

○議長（上條俊策君） 日程第3、常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務産業常任委員会委員長、中村賢郎君。

はい、中村議員。

〔総務産業常任委員会委員長 中村賢郎君登壇〕

○総務産業常任委員会委員長（中村賢郎君） 総務産業常任委員会での陳情審査の結果について委員長報告をいたします。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第95条の規定によりご報告をいたします。

区分、件名、審査結果の順に申し上げます。

陳情第1号 TPP交渉参加断固反対を求める陳情書、採択です。

陳情第3号 最低賃金の抜本改正と安定雇用の創出、中小企業支援策の拡充を求める意見書提出の陳情、採択です。

陳情第5号 安全・安心な野菜集出荷施設改修に向けた陳情、採択です。

審査年月日は平成24年3月12日でございます。

以上、報告といたします。

○議長（上條俊策君） 次に、社会文教常任委員会委員長、林邦宏君。

〔社会文教常任委員会委員長 林 邦宏君登壇〕

○社会文教常任委員会委員長（林 邦宏君） 社会文教常任委員会陳情審査、委員長報告をいたします。

本委員会に付託されました請願を審査した結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第95条の規定により報告いたします。

区分、件名、審査結果の順に申し上げます。

陳情第2号 年金2.5%の削減の中止を求める陳情書、採択です。

審査年月日は平成24年3月12日です。

以上、報告いたします。

---

### ◎常任委員長報告の質疑、討論、採決

○議長（上條俊策君） 日程第4、これから常任委員会委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

陳情第1号 TPP交渉参加断固反対を求める陳情書について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第1号を採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、陳情第1号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、陳情第2号 年金2.5%の削減の中止を求める陳情書について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第2号を採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立多数です。

したがって、陳情第2号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

続いて、陳情第3号 最低賃金の抜本改正と安定雇用の創出、中小企業支援策の拡充を求める意見書提出の陳情について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第3号を採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、陳情第3号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、陳情第5号 安全・安心な野菜集出荷施設改修に向けた陳情について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第5号を採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、陳情第5号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

---

◎議案第1号から議案第21号及び議案第28号から議案第34号まで  
の質疑、討論、採決

○議長（上條俊策君） 日程第5、議案第1号から議案第21号及び議案第28号から議案第34号までの質疑、討論、採決を行います。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度 朝日村一般会計補正予算（第7号））を議題といたします。

本案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第1号は原案のとおり承認されました。

次に、議案第2号 中信地域町村交通災害共済事務組合規約の変更についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 記号式投票に関する条例を廃止する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 朝日村暴力団排除条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 朝日村営バス条例を廃止する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 朝日村税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号 公民館設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号 村立朝日村図書館設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号 縄文むら施設設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第11号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号 朝日村と塩尻市のごみの処理の事務委託についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第12号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号 朝日村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第13号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号 朝日村介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第14号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号 朝日村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを

議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第15号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号 村道路線の認定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第16号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号 朝日村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第17号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号 朝日村村営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第18号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号 緑の体験館、屋外調理施設、緑のコロシウム及び野俣沢林間キャンプ場の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第19号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号 朝日村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第20号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号 朝日村消防団の設置に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第21号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号 平成24年度朝日村一般会計予算についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

斉藤議員。

〔8番 斉藤勝則君登壇〕

○8番（斉藤勝則君） 質疑でございますけれども、要望でございます。ですから、返答は要りません。要望で、今回の村長の所信の中でもたくさん非常に重要なことも出されておりましたので、ぜひそれは力を入れてやってもらいたいということで、今日、要望ということで出します。

自然エネルギーのさらなる水の利用だとか太陽光の発電、こういうものを積極的に進めてもらいたいこと、それから、農業対策、高齢化が進んでおりますので就農支援と、こういうことにも力を入れて行っていただきたい。それから、道路対策とかリフォーム、こういうことも今回、本当にありがたいことで取り上げていただきましたので、ぜひさらなる強化をしてもらいたいこと。最後に、人口増の対策、こういうことも今回の議会の中で出されておりますので、ぜひ力を入れてやって行っていただきたいことを、質疑の場所でしか、なかなかこの要望というのが出せませんので、私としては出しましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

返答のほうは要りませんので、よろしくお願ひをいたします。

○議長（上條俊策君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第28号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号 平成24年度朝日村国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第29号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号 平成24年度朝日村介護保険特別会計予算についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第30号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号 平成24年度朝日村後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第31号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号 平成24年度朝日村簡易水道特別会計予算についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第32号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号 平成24年度朝日村下水道特別会計予算についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第33号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号 平成24年度あさひプライムスキー場事業特別会計予算についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第34号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

---

◎追加議案 議案第35号及び議案第36号並びに発議第1号から発議

第3号の一括上程

○議長（上條俊策君） この際、日程第6、議案第35号及び議案第36号並びに日程第7、発議第1号から発議第3号の議案を一括上程いたします。

提出されました議案は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎議案提案説明

○議長（上條俊策君） 日程第11、ただいま上程されました議案の提案説明を求めます。  
中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） それでは、ただいま上程されました追加議案につきましてご説明を申し上げます。

本日提案いたしました議案は、辺地計画1件、条例1件の計2件でございます。

初めに、議案第35号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更につきましては、辺地地域の区域変更と区域内における上下水道及び観光レクリエーション施設整備計画を変更するため議会の議決をお願いするものでございます。

次に、議案第36号でございますが、ふるさとの味体験館施設設置条例を廃止する条例につきましては、行政財産の処分計画に基づきまして当施設を譲渡するため、条例の廃止を行うものでございます。

以上、追加提案いたしました議案につきましてご説明を申し上げましたが、担当課長及び担当者から補足説明をいたさせますので、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） この際、お諮りいたします。発議第1号から発議第3号の議案提案説明について、会議規則第39条第2項の規定により省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号から発議第3号については、提案理由の説明を省略することに決定しました。

---

### ◎議案内容説明

○議長（上條俊策君） 日程第12、議案内容説明を求めます。

お諮りいたします。議案内容説明は全員協議会にて行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 異議なしと認めます。

したがって、議案内容説明は、本会議を閉じ、全員協議会にて行いますので、暫時休憩をいたします。

休憩 午前 9時36分

[全員協議会]

再開 午前 9時37分

○議長（上條俊策君） これより本会議を再開いたします。

---

◎議案第35号及び議案第36号並びに発議第1号から発議第3号まで  
の質疑、討論、採決

○議長（上條俊策君） 日程第13、議案第35号及び議案第36号並びに発議第1号から発議第3号の質疑、討論、採決を行います。

議案第35号 辺地係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第35号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号 ふるさとの味体験館施設設置条例を廃止する条例についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第36号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

発議第1号 TPP交渉参加断固反対に関する意見書についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

発議第2号 公的年金2.5%の引下げに反対する意見書についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立多数です。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

発議第3号 最低賃金法の抜本改正と安定雇用の創出、中小企業支援策の拡充・強化を求める意見書についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎閉会中の継続審査及び調査の申し出について

○議長（上條俊策君） 日程第14、閉会中の継続審査及び調査の申し出についてを議題といたします。

議会運営委員長、総務産業常任委員長、社会文教常任委員長より会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査にすることに決定いたしました。

以上で、本定例会の会議に付された事件は、すべて終了いたしました。

---

◎村長あいさつ

○議長（上條俊策君）　ここで、村長からあいさつしたい旨申し出がありましたので、これを許可いたします。

中村村長。

〔村長　中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君）　発言の機会をいただきましたので、閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る3月5日に開会されました今期定例会も、本日をもちまして閉会となるわけですが、この間、17日間に及びます会期中、議員の皆様には熱心にご審議をいただき、それぞれ原案どおり決定をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。

これら決定をいただきました案件につきましては、遺憾のないよう執行してまいり、村政全般にわたりますご意見、ご提言につきましては、今後、検討をさせていただき、当面しております懸案事項につきましては、全力で取り組んでまいる所存でございます。

終わりに当たりまして、議員の皆様におかれましては、時節柄、健康にはご留意をいただき、村のため、村民のために一層のご尽力を賜りますようお願いを申し上げまして、閉会の号令のごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

---

◎閉会の宣告

○議長（上條俊策君）　以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

以上で平成24年第1回朝日村議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会　午前　9時44分

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成二十四年 第一回〔三月〕定例会

朝日村議会会議録

平成二十四年 第一回〔三月〕定例会

朝日村議会会議録